

平成27年第4回(12月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成27年12月4日	
招 集 場 所	三郷町議会議場	
開 会 (開 議)	平成27年12月4日	午前9時30分宣告(第1日目)
出 席 議 員	1番 神崎 静代 3番 南 真紀 5番 先山 哲子 7番 木谷 慎一郎 9番 山田 勝男 11番 高岡 進 13番 伊藤 勇二	2番 久保 安正 4番 兼平 雄二郎 6番 佐野 英史 8番 辰己 圭一 10番 深木 健宏 12番 下村 修
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 山 野 一 明 池 田 朝 博 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 渡 瀬 充 規 加 地 義 之

行政委員	教育委員会委員長	鶴丸 浩
	代表監査委員	瓜生 英明
	農業委員会副会長	岡田 哲夫
	固定資産評価審査委員会委員長	内匠 紀一郎
	公平委員会委員長	藤原 佑二
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	大内 美香
	議会事務局長補佐	小村 雄一
町長提出議案の題目	承認第 8 号	三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について
	承認第 9 号	三郷町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正の専決処分について
	議案第 5 6 号	平成 2 7 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）
	議案第 5 7 号	平成 2 7 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 5 8 号	平成 2 7 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 5 9 号	平成 2 7 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 6 0 号	三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
	議案第 6 1 号	三郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
	議案第 6 2 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	議案第 6 3 号	三郷町税条例等の一部改正について
	議案第 6 4 号	三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
	議案第 6 5 号	斑鳩町道路線の認定の承諾について
	議案第 6 6 号	三郷町営火葬場の指定管理者の指定について
	議案第 6 7 号	三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について
	議案第 6 8 号	三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について
議案第 6 9 号	山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について	
報告第 1 1 号	訴えの提起についての専決処分の報告について	
報告第 1 2 号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	

議員提出議案の題目	発議第 5号 「TPP大筋合意」に強く抗議し、撤回を求める意見書 発議第 6号 地方自治の尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書 発議第 7号 「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」の廃止を求める意見書
請願	請願第 1号 水道料金の引き下げを求める請願書
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 7番 木谷慎一郎 8番 辰己圭一

平成 27 年 第 4 回 (1 2 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 1 2 月 4 日
午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 8 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について
- 第 4 承認第 9 号 三郷町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正の専決処分について
- 第 5 議案第 5 6 号 平成 27 年度三郷町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6 議案第 5 7 号 平成 27 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第 5 8 号 平成 27 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議案第 5 9 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 9 議案第 6 0 号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 6 1 号 三郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 6 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 6 3 号 三郷町税条例等の一部改正について
- 第 13 議案第 6 4 号 三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 14 議案第 6 5 号 斑鳩町道路線の認定の承諾について
- 第 15 議案第 6 6 号 三郷町営火葬場の指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 6 7 号 三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 6 8 号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 6 9 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について
- 第 19 報告第 1 1 号 訴えの提起についての専決処分の報告について
- 第 20 報告第 1 2 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

- 第 2 1 提案理由の説明
- 第 2 2 発議第 5 号 「 T P P 大筋合意 」 に強く抗議し、撤回を求める意見書
- 第 2 3 発議第 6 号 地方自治の尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書
- 第 2 4 発議第 7 号 「 国際平和支援法 」 と 「 平和安全法制整備法 」 の廃止を求める意見書
- 第 2 5 請願第 1 号 水道料金の引き下げを求める請願書
- 第 2 6 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 2 7 年第 4 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございませう。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。

本日、三郷町告示第 5 0 号によりまして、平成 2 7 年第 4 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、承認案件 2 件、議決案件 1 4 件、報告案件 2 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、7 番、木谷慎一郎議員、8 番、辰己圭一議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 1 2 月 1 1 日までの 8 日間にした
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 1 2 月 1 1 日
までの 8 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） この際、日程第 3、「承認第 8 号、三郷町消防団員等公務災害補償
条例の一部改正の専決処分について」から日程第 2 0、「報告第 1 2 号、損害賠償

の額の決定に係る専決処分の報告について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 3 | 承認第 8号 | 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について |
| 日程第 4 | 承認第 9号 | 三郷町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正の専決処分について |
| 日程第 5 | 議案第 56号 | 平成27年度三郷町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 6 | 議案第 57号 | 平成27年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第 58号 | 平成27年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第 59号 | 平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議案第 60号 | 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 61号 | 三郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 62号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 63号 | 三郷町税条例等の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 64号 | 三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 65号 | 斑鳩町道路線の認定の承諾について |
| 日程第 15 | 議案第 66号 | 三郷町営火葬場の指定管理者の指定について |
| 日程第 16 | 議案第 67号 | 三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について |
| 日程第 17 | 議案第 68号 | 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について |
| 日程第 18 | 議案第 69号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について |

日程第 19 報告第 11 号 訴えの提起についての専決処分の報告について

日程第 20 報告第 12 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第 21、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしております議案について、提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第 8 号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましては、被用者年金制度の一元化に伴い、本条例の基礎となる非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部が改正され、本年 9 月 30 日に公布されたことから、同日付をもって専決処分したものであります。

内容といたしましては、旧の共済年金、公務上の災害による損害補償の取り扱いなどについて、所要の改正を行ったものであります。

続きまして、「承認第 9 号、三郷町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましては、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律が公布され、職業能力開発促進法の一部を改正する法律が本年 10 月 1 日から施行されることに伴い、本条例で引用している条文にずれが生じたことから所要の改正を行い、本年 9 月 30 日付をもって専決処分したものであります。

次に、「議案第 56 号、平成 27 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）」についてであります。

既決予算に 2,222 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 78 億 5,124 万 1,000 円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、財務会計システムにおきまして、マイナンバー制度の導入に伴い、債権者管理対応が必要となることから、システムの改修費として、財政管理費で 97 万 2,000 円を計上するものであります。

次に、夜間の住民の安全を確保するため、防犯灯の設置が必要な箇所を自治会

からの要望も踏まえ、調査したところ、設置箇所の工事費が現場条件によりまして、当初の見込みを上回ったことから、防犯交通対策費で29万3,000円を追加するものであります。

次に、住民情報システムの更新に伴い、使用する納付書の印字テストをする必要が生じたことから、その印刷費用を、また、確定申告の繁忙期に課税資料の入力を外部委託する費用を合わせまして、賦課徴収費で175万9,000円を計上するものであります。

また、個人番号カード交付の際に、なりすましを防止することを目的に、個人番号カードの顔写真と照合する顔認証システム機器を購入するため、戸籍住民基本台帳費で27万円を計上するものであります。

次に、民生費では、老人施設入所者措置生活事業において、措置人数が増加したことから、498万円を、また、後ほど説明いたします介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金560万6,000円を、合わせまして、老人福祉総務費で1,058万6,000円を追加するものであります。

次に、地域包括支援センターについてであります。いわゆる団塊の世代が75歳となる平成37年にピークを迎える高齢化に対応するに当たり、住民の利便性、体制の充実及び効率化を図ることを目的に来年度より地域包括センターを従来の外部委託から町の直営へ移行することといたしました。これに伴いまして、事務室改修工事費及び備品購入費として、福祉保健センター管理費で738万円を計上するものであります。

次に、住民情報システムの中の保育システムにおきましても、システム変更に伴い、新しい納付書での印字テストをする必要があることから、児童福祉総務費で22万1,000円を計上するものであります。

また、未熟児養育医療費負担金におきまして、対象人数及び1人当たりの医療費負担額が当初の見込み額より大幅に増加したことから、未熟児養育医療費で220万8,000円を追加するものであります。

次に、衛生費では、9月定例会の補正予算におきまして、竜の子霊園の戦没者墓地の改修費用を計上したところでございますが、彼岸法要までに改修が必要となり、財団の負担で改修工事を実施したことから、火葬場費388万5,000円を減額するものであります。

また、ごみの減量化と再資源化の推進のため、廃プラスチックの分別回収を本

年度より開始し、本年10月から回収日を隔週から毎週に変更いたしました。これに伴い、収集日等をお知らせするごみ分別カレンダーを作成、配布したところではありますが、より見やすくわかりやすい平成28年度用のごみ分別カレンダーを本年度中に作成するため、印刷製本費として、清掃総務費で41万5,000円を計上するものであります。

また、本年度より、ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機購入助成要件の見直しを行い、拡充したところ、当初の想定より多くの方々から申請をいただき、予算に不足を来すことから、ごみ減量対策費で25万円を追加するものであります。

次に、土木費では、公営住宅管理システムにおきましても、マイナンバー制度の導入に伴い、セキュリティ対策の強化を図るため、システムネットワークの再構築が必要となることから、住宅管理費で67万5,000円を計上するものであります。

次に、教育費では、現在、三郷北小学校の放課後児童クラブの利用者が年々増加傾向にあり、来年度におきましても、利用者数の増加が見込まれるため、必要備品の購入及び保険費用として、放課後児童クラブ費で43万6,000円を追加するものであります。

また、南畑幼稚園におきまして、正規職員の教諭が1名が退職したことから、臨時職員で講師1名を、事務の効率化を図ることを目的として臨時職員を、それぞれ雇用したことにより、幼稚園費で64万4,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、歳出で説明いたしました未熟児養育医療費の増額に伴い、自己負担金として負担金で52万6,000円を、国庫負担金で84万円を、県負担金で42万円をそれぞれ増額するとともに、財政調整基金繰入金を2,043万8,000円増額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第57号、平成27年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に6,000円を追加し、補正後の予算総額を2億7,820万9,000円とするものであります。

内容といたしまして、前年度に実施いたしました奈良県の市町村財政健全化支援事業によります長期債の繰上償還におきまして、補償金額が見込みを上回ります。

した。その補償金に対する借入額の増加により、償還額も増加したことから、歳出では、公債費の元金で、歳入では、雑入の組合返戻金でそれぞれ6,000円を追加するものであります。

続きまして、「議案第58号、平成27年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に171万3,000円を追加し、補正後の予算総額を9億1,581万円とするものであります。

内容といたしましては、国費の減額に伴う工事費の減少及び、使用料の増加等によりまして、消費税額が増額となったことから、歳出では、下水道総務費で、歳入では、使用料でそれぞれ171万3,000円を計上するものであります。

続きまして、「議案第59号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」についてであります。

既決予算に561万8,000円を追加し、補正後の予算総額を19億355万6,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、先ほどご説明いたしました地域包括支援センターの直営化に伴い、移行作業を含めたシステム構築が必要となることから、一般管理費で560万4,000円を計上するものであります。

また、特定入所者介護予防サービス事業におきまして、利用者の増加により、予算に不足が生じたため、特定入所者介護予防サービス費で2万3,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、特定入所者介護予防サービス費の増額に伴いまして、国庫負担金で4,000円、支払基金交付金で6,000円、県負担金で2,000円を、また、一般会計繰入金で560万6,000円をそれぞれ追加するとともに、歳出の基金積立金を9,000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第60号、三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」であります。

本条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴うものであります。

内容といたしましては、個人番号が含まれた個人情報である特定個人情報につ

いて、同法に定められた事務のほかにも本町で独自に利用する場合のほか、本町の同一執行機関内で情報連携する場合や、教育委員会等の同一団体のほかの執行機関へ情報提供する場合について、それぞれの事務ごとに特定個人情報の利用範囲を定めなければならないことから、本条例を定めるもので、平成28年1月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第61号、三郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、同法に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、新たに人事評価及び退職管理の状況が追加され、従前の勤務評定の状況が削除されることから、所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行するものであります。

また、あわせて、行政不服審査法の施行に伴い、公平委員会に対する不服申し立ての手續が審査請求に一元化されることから、文言整理を行い、同法の施行の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第62号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例で引用している条項にずれが生じたことから、所要の改正を行い、平成28年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第63号、三郷町税条例等の一部改正について」であります。

本条例等の改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、三郷町税条例及び三郷町税条例等の一部を改正する条例を改正するものであります。

内容といたしましては、まず、納税者の負担の軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度と同様に、地方税の猶予制度が見直されたこと等に伴い、分割納付の方法、申請期限、記載事項、添付書類、担保の徴収基準等について、国税の基準に準じてそれぞれ規定し、平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、町税の納付書等における個人番号又は個人番号等の規定について、本年5月の臨時会において専決処分した三郷町税条例等の一部を改正する条例に所要の改正を行うものであります。

また、税情報システムの変更に伴いまして、評価証明書の物件数が変更となったことから、手数料の明確化を図るため、関係条文及び三郷町手数料条例の規定の整備を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第64号、三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、本年3月の定例会におきまして、三郷北小学校放課後児童クラブの定員を120人から140人に増員したところでありますが、本年10月1日現在で139人が利用されており、今後も勢野北地区にお住まいの共働き家庭の利用者の増加が見込まれることから、現行の施設面積を踏まえて、定員を160人に増員するものであります。

なお、本改正は、平成28年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第65号、斑鳩町道路線の認定の承諾について」であります。

本案につきましては、斑鳩町神南地区の開発道路の寄附に伴い、斑鳩町が町道の路線認定を行うに当たり、当該道路の一部が本町区域に及ぶことから、道路法第8条第3項及び第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第66号、三郷町営火葬場の指定管理者の指定について」、「議案第67号、三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について」、及び「議案第68号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」であります。

これらの議案につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

三郷町営竜の子斎場、三郷町農業公園信貴山のどか村及び三郷駅前自転車等駐車場の管理運営につきましては、現在、一般財団法人竜の子霊園、株式会社農業公園信貴山のどか村、株式会社ホープ奈良営業所をそれぞれ同施設の指定管理者に指定しているところでありますが、その指定期間が来年3月末をもって満了することとなります。

そこで、引き続き、これらの法人を指定管理者として指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、三郷町営竜の子斎場及び三郷町農業公園信貴山のどか村については、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年、三郷駅前自転車等駐車場については、平成28年4月1日から平成31年3月31日ま

での3カ年とするものであります。

続きまして、「議案第69号、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について」であります。

本案につきましては、ごみ処理施設の設置、管理及びこれらに附帯する事務について、本町を含めた広域2市7町1村の10市町村で共同処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により規約を定め、新たに山辺・県北西部広域環境衛生組合を設立することについて、同法第290条の規定により議決を求めるものであります。

規約の内容につきましては、組合の名称、事務所の位置、経費支弁の方法等を定めるとともに、組合議会について、関係市町村議会議員から選出された12人で構成するものとするほか、管理者、会計管理者及び監査委員の設置等について、必要事項を定めるものであります。

次に、「報告第11号、訴えの提起についての専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した訴えの提起について報告するものであります。

内容といたしましては、町営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期間滞納する相手方に対し、当該住宅及び駐車場の明け渡しを求めるため、本年9月15日付で奈良地方裁判所へ訴訟提起したものであります。

最後に、「報告第12号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償の額の決定について報告するものであります。

内容といたしましては、本年8月10日に発生した公用車と駐車場ポールの接触事故に係る損害賠償で、1万2,960円の賠償金を支払うことで示談が成立したものであります。

なお、賠償金は全額、全国自治協会自動車損害共済の共済金により補填されております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第22、「発議第5号、『TPP大筋合意』に強く抗議し、撤回を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第5号、平成27年12月4日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

「TPP大筋合意」に強く抗議し、撤回を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

10月6日、政府はTPP（環太平洋連携協定）について協議していた日米など12カ国が、協定の大筋について合意したと発表しました。

アメリカなどとの交渉で、政府は、牛・豚肉、乳製品やコメについて、大幅な市場開放を受け入れています。なかでもコメについてはアメリカ7万トン、オーストラリア8400トンの関税のかからない輸入枠を認めるなど、文字通りの大幅譲歩です。重要農産品の「聖域は守る」としてきた自民党の公約にも国会決議にも違反するものです。

この間、三郷町議会は、TPP交渉について、2010年12月定例議会で『TPPへの協議に加わらず、参加しないことを求める意見書』を、2013年3月定例議会でも『TPP交渉に参加しないことを求める意見書』を議決し、「TPPへの参加は、日本農業を破壊するだけでなく、疲弊している地域経済の破壊をすすめる、雇用破壊をすすめるもの」であり、「国民への公約を投げ捨て、農業や医療、食の安全をはじめ、広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃となる」ので、政府がTPP交渉に参加しないよう一貫して求めてきました。

よって、三郷町議会は、政府が「TPP大筋合意」したことに強く抗議するとともに、「大筋合意」に基づく協定文作りから撤退し、調印しないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2015年12月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第5号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 「TPP大筋合意」に強く抗議し、撤回を求める意見書についての提案理由を述べます。

10月20日に、政府はTPP閣僚会合の大筋合意の概要を発表しました。それによれば、市場開放分野では、全品目の95%で関税を最終的に撤廃、農林水産物全体では2,328品目のうち1,885品目、約81%で関税を撤廃、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農産物重要5項目でも586品目のうち174品目、約30%で関税を撤廃します。関税が維持された品目でも、米ではアメリカ向けに当初の3年間は5万トン、13年目以降は7万トン、オーストラリア向けに当初3年間は6,000トン、13年目以降は8,400トンの関税なしの輸入枠を設けます。小麦については、アメリカ、オーストラリア、カナダの輸入枠を新設し、当初19万2,000トン、7年目以降は25万3,000トンにふやし、事実上の関税であるマークアップ、政府が輸入する際に徴収している差益、これをマークアップと呼んでおりますが、このマークアップを9年目までに45%削減します。牛肉については、現行38.5%の関税を当初27.5%に削減、その後、段階的に削減し、16年目に9%まで引き下げます。そのほかにも、さまざまな形で重要5項目では関税撤廃、引き下げや輸入枠の拡大が盛り込まれております。

2013年4月19日の衆議院農林水産委員会での決議、環太平洋パートナーシップ、TPP協定交渉参加に関する件、いわゆるTPP国会決議は、政府に対して8項目の要求を出しておりますが、その1番目に、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め、認めないこと、このように述べて、農産物重要5項目については交渉から除外するよう求めております。これに照らせば、大筋合意が国会決議に反することは、誰が見ても明らかであります。

また、この間、政府与党の自民党も国政選挙などでTPP断固反対、うそをつかない、ぶれないなどと公約をしてきました。三郷町議会も、2012年12月議会で、TPPの協議に加わらず、参加しないことを求める意見書を、2013年9月議会でも、TPP交渉に参加しないことを求める意見書を、二度にわたって全会一致で議決してきました。これらのことから、政府のこのたびのTPP大

筋合意に対しては、強く抗議せざるを得ないものであります。

ところで、政府は、11月25日、総合的なTPP関連対策大綱を決定し、具体的内容は、来年の秋を目途に詰めるとしております。臨時国会の開催を拒否し、秘密交渉による大筋合意の経過も詳細も明らかにせず、協定文書は作成中で、署名も国会審議も行われていない中で、このことだけは大変手際よく、TPP対策を打ち上げて、農業者を初めとする国民の不安の払拭を図ろうとしたものと考えられます。このことは、TPPが多国籍企業の利益を最優先し、国内産業や国民生活を害するものであることをみずから認めていることをあらわしていると言わざるを得ません。

TPP交渉は、大筋合意で終了ではありません。これから協定文書の作成、政府による署名、国会承認があります。TPP交渉に参加しないことを求める意見書を二度にわたって全会一致で議決してきた三郷町議会として、ぶれずにきちっと筋を通して政府に対して協定文づくりから撤退し、調印しないことを求めようではありませんか。

議長（伊藤勇二） 以上で提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第23、「発議第6号、地方自治の尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書」についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第6号、平成27年12月4日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

地方自治の尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

日本国土の0.6%の面積しかない沖縄に、在日米軍の基地の74%が集中しています。沖縄県民は、この米軍基地があることによって、相次ぐ米軍機の墜落事故や米兵による犯罪、環境破壊などで苦しめられ続けています。

沖縄が、第二次世界大戦において本土防衛の捨て石とされ、総人口の5分の1にあたる12万人の民間人が地上戦で犠牲となり、戦争終結後も1972年の本土復帰まで27年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考え合わせれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押しつけることは許されません。

ところが、政府は、「世界一危機な基地」である普天間基地の返還のかわりであ

るとして、辺野古に新基地建設を決め、沖縄県民が国政・首長選挙や大規模集会、県議会決議などで何度も新基地建設反対の意志を明確に示しているにもかかわらず、その建設を強行しています。

普天間基地は、もともと沖縄県民の土地を米軍が『銃剣とブルドーザー』で一方的に取り上げて作ったものです。それを返還するからと言って、ジュゴンやアオサンゴ、260種以上の絶滅危惧種を含む多様な海洋生物が生息する辺野古の美しい海を埋め立て、環境を無残にも破壊し、これから200年にわたって使用できるといわれる最新鋭の巨大な新基地を米軍のために建設するという、沖縄県民の意志とは正反対のことを政府が押しつけることなど決して許されることはありません。

また、政府は、3月に翁長雄志沖縄県知事が、辺野古の岩礁破碎許可停止を指示したのに対し、行政不服審査法を乱用して効力を停止しました。10月13日、翁長知事が仲井真前知事が行った辺野古沿岸部の公有水面埋立承認を取り消したのに対しても、同じく行政不服審査法を乱用して効力を停止しました。さらに政府は、知事の処分を「是正」するため、地方自治法に基づく代執行の手続にも着手しました。このような政府の手法について、多くの行政法研究者が「国民の権利救済制度である行政不服審査制度を乱用するものであって、じつに不公正であり、法治国家にもとるもの」だという批判の声を上げています。

このように、政府が沖縄県民の民意を繰り返し踏みにじって、辺野古新基地建設を強行することは、地方自治の侵害の極みだと言わざるを得ません。

よって、三郷町議会は、貴職に対し、地方自治を尊重し、辺野古新基地建設を断念することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2015年12月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(伊藤勇二) ただいま朗読の発議第6号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番(久保安正)(登壇) 地方自治尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書に

ついて、提案理由を述べます。

まず最初に、先ほど事務局から読み上げられました意見書の文案で、上から 8 行目、ところがというところから、ところが、政府は、「世界一危機な基地」というふうに、大変申しわけありません。間違っております。「世界一危険な基地」でございます。議長、すいませんが、訂正をお願いいたします。

では、それでは、提案理由を述べさせていただきます。

11月17日、沖縄の米海兵隊普天間基地にかわる名護市辺野古の新基地建設問題で、翁長雄志沖縄県知事が辺野古沿岸部の埋立承認を取り消したことについて、安倍政権は、知事にかわってみずから取り消し処分を撤回することができる代執行に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に提起しました。沖縄県はもとより、沖縄県民の圧倒的多数が反対している新基地建設を何が何でも押しつけるため、国家権力によって民主主義と地方自治を乱暴に踏みじろうとする許しがたい暴挙であります。

提訴を受けた翁長知事は、17日の記者会見で次のように述べました。

代執行の訴えの提起について、本日、国土交通大臣が福岡高等裁判所那覇支部に対して提起した地方自治法245条の8第3項の規定に基づく埋立承認取り消し処分、取り消し命令請求事件の訴状を受け取りました。このたびの訴えの提起は、法律に基づくものであるとはいえ、沖縄県民にとっては銃剣とブルドーザーによる強制接収を思い起こさせるものであります。辺野古の美しい海を埋め立て、新基地建設を強行しようとする政府の態度は、多くの県民には理解することすらできません。

一方で、県外では、米軍基地や部隊の移設に対し、政府がたびたび断念していることを私たちは知っています。沖縄に対しては、安全保障は国の専権事項と主張し、県外では地方自治の尊重を言う政府の態度は、完全なダブルスタンダードであり、日本国憲法の理念にももとるものであります。

また、米国においては、沖縄に集中する米軍基地は、ミサイル攻撃に対し脆弱であるとのリスクが指摘されており、政府の主張する沖縄の地理的優位性は逆に安全保障上の足かせになりつつあります。それにもかかわらず、基地は、沖縄に置き続けられよとの固定観念で一方的に基地を押しつける政府の対応は、沖縄差別のあらわれであり、法治国家の法もとの平等の原則に反するものと言われても仕方ありません。

仲井真前知事が2期目の選挙において、普天間飛行場の県外移設を公約に掲げ、知事に就任したものの、その公約を破り、県内移設の道を開く公有水面埋立承認を行ったことが現在に至る状況を招いたものと考えております。その承認について、県では第三者委員会の検証結果報告を受け、精査した結果、取り消すべき瑕疵が認められたことから、これを取り消したものであります。官房長官は、繰り返し、既に行政判断は出ていると言っておられますが、埋め立ての承認及び取り消しの審査権限は沖縄県知事にあります。政府から、私が適法に行った承認取り消しを違法と決めつけられるいわれはありません。総理も官房長官も、16年前、当時の知事や名護市長が辺野古基地を受け入れたとおっしゃっています。しかし、当時は、代替施設を軍民共用空港とし、15年の使用期限をするなど、厳しい条件を前提に、苦渋の決断の末、受け入れを認めたものです。その後、条件を盛り込んだ閣議決定が盛り込まれましたが、平成18年に一方的に廃止されてしまいました。既に実態を失った16年前の条件つき受け入れ表明を今になって引き合いに出し、沖縄側が辺野古移設を受け入れているとする政府の主張は、事実無根であり、詳しい経緯を知らない国民、県民を欺くための詭弁と断ずるほかありません。県としましては、今後、訴訟の場において、我々の考えが正当であることを主張、立証してまいります。裁判所には憲法と法律に照らしたご判断をいただきたいと思っております。

最後に、私は、保守の政治家としてこれまで政治に携わってまいりました。日本国を大事に思い、日米安全保障体制に理解を示しております。だからこそ、国土面積の0.6%にすぎない沖縄県に米軍専用施設の約73.8%を集中させ続けるという状況に甘んじることなく、安全保障について日本全体で議論し、負担を分かち合っていくことこそ、品格ある世界に冠たる日米安全保障体制につながるものと信じております。沖縄の将来にとって、自然豊かな辺野古の海を埋め立て、県民の手が届かない国有地に貸与年数200年とも言われる基地を建設することは、やはり、何があっても容認することはできません。私は、今後とも辺野古に新基地はつくらせないと公約の実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

これが翁長知事の記者会見で述べられたことでもあります。

一昨日、12月2日に、この代執行訴訟の第1回口頭弁論が開かれました。翁長雄志知事は、みずから冒頭の意見陳述に立ち、最後を次のように締めくくります。

した。

この裁判で問われているのは、単に公有水面埋立法に基づく承認取り消しの是非だけではありません。戦後70年を経たにもかかわらず、国土面積のわずか0.6%しかない沖縄県に73.8%もの米軍専用施設を集中させ続け、今また22世紀まで利用可能な基地建設が強行されようとしています。日本には本当に地方自治や民主主義は存在するのでしょうか。沖縄県にのみ負担を強いる今の日米安保体制は、正常と言えるのでしょうか。国民の皆様全てに問いかけたいと思います。沖縄そして日本の未来を切り開く判断をお願いします。

これが昨日の翁長知事の冒頭陳述の最後の締めくくりであります。

三郷町も、自治体の仲間として、そして、私たちも国民の一人として、沖縄県民の意思に寄り添うべきだと思います。よって、政府に対して、地方自治を尊重し、辺野古新基地建設を断念することを強く求めるものであります。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第24、「発議第7号、『国際平和支援法』と『平和安全法制整備法』の廃止を求める意見書」についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第7号、平成27年12月4日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」の廃止を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

9月19日に、安倍政権によって参議院で“強行採決”され、“成立”した「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」の「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この「戦争法」が発動されれば、日本は海外で戦争をする国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くこととなります。

「戦争法」に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声があがり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。三郷町議会も「平和安全保障関連法」について、6月定例議会で「廃案を求める意見書」を議決しています。このような全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みこじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

よって、当議会は、政府及び国会に対し、以下のことを求めます。

記

一、「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」をすみやかに廃止すること。

一、憲法の立憲主義・民主主義・平和主義の原則を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2015年12月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいまの朗読の発議第7号について、提案理由の説明を求めます。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 国際平和支援法と平和安全法制整備法の廃止を求める意見書について、提案理由を述べます。

安倍政権は、9月19日、国際平和支援法及び平和安全法制整備法、いわゆる戦争法、安保法制を強行、成立させました。

ところで、日本国憲法は、次のようにうたっております。第2章、戦争の放棄。第9条、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。憲法9条ですけども、強行された安保法制は、この日本国憲法に真っ向から背く違憲立法であり、戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権行使と、そのどれもが憲法9条をじゅうりんして、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっております。憲法の定める立憲主義と平和主義の否定以外の何ものでもありません。

また、安保法制について、成立に反対という6割を超える国民多数の声を無視して、法を強行成立させたことは、国民主権という日本国憲法が立脚する民主主義の根幹を否定するものであります。

さて、安保法制発動の現実的な危険性が指摘され始めております。イラクやシリアでの過激組織ISに対する空爆支援に自衛隊が動員される可能性です。米国から支援を要請されたとしても、これまでは法がないので断ることができましたが、法の成立でそれが言えなくなってしまうております。テロは、いかなるものでも決して許されるものではありません。しかし、だからといって、報復をすることは、テロを行う大義名分をますますふやすだけであります。

違憲の安保法制をこのままにしておくことは、一刻も許されません。よって、政府及び国会に対し、一つ、国際平和支援法と平和安全法制整備法を速やかに廃止すること。一つ、憲法の立憲主義、民主主義、平和主義の原則を堅持すること。この二つのことを求めるものであります。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔請願朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第25、「請願第1号、水道料金の引き下げを求める請願書」についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

請願第1号、2015年11月26日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

水道料金の引き下げを求める請願書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

請願者代表 住所 生駒郡三郷町美松ヶ丘西2丁目8番2号。氏名 丸尾義廣他1,562名。紹介議員 久保安正。

請願趣旨。水道料金は、2003年度（平成15年度）に水道事業会計の赤字を理由に大幅値上げが行われました。

値上げ以降は、水道事業会計は黒字基調に転じ、直近5年間の決算でも、累計で約2億4600万円、年平均で約4900万円の黒字となっています。

赤字は解消され、大幅な黒字が続いているのですから、水道料金を適正な料金に引き下げることが可能です。

水道事業は、今後、10年以上かけて老朽化した施設の更新や耐震化などが予定されていますが、その費用は、会計の収支を踏まえた合理的で計画的な今後の

投資でまかなうことであり、黒字を貯め込み、それを元手に行うことではありません。

請願項目。水道料金は適正な料金に引き下げること。

以上でございます。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙 103 頁～107 頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開は、10時55分とします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時55分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第26、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願ひします。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

3番（南 真紀）（登壇） 「介護保険小規模住宅改修費支給は受領委任払いで」ということで質問いたします。

介護保険小規模住宅改修費支給は、20万円を上限に費用の9割または一定以

上の所得者には8割が支給されます。しかし、その際、利用者は、まず一旦改修費全額を負担しなければなりません。受領委任払いであれば、利用者は、2万円用意しておけば、住宅改修をしてもらえます。あとで返金してもらえらるとはいえ、最初に全額を用意しなければならないというのは、利用者にとって大変な負担になります。その負担をなくすために、受領委任払いにすべきだと思います。既に近隣の地域でも実施されています。三郷町でも早急に実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、南議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

介護保険制度におけます住宅改修費の給付制度につきましては、要介護または要支援の認定を受けて、在宅で介護を受けておられる方を対象に、手すりの取り付けや床段差解消など比較的小規模な改修を行ったときに、20万円を上限として改修費の9割または8割を給付する制度であります。その給付方法につきましては、サービス利用者が工事費用の全額を一旦施工業者に支払い、後日、必要書類を添えて担当課で保険給付分を請求する償還払いと、サービス利用者が1割または2割の自己負担分のみを施工業者に支払い、施工業者に保険給付分の支給申請と受領を委任する受領委任払いの二通りがあります。

現在、本町では償還払いで給付をいたしておりますが、近年、他の市町村を見ていると、受領委任払いを実施している市町村がふえてきているのが現状であり、本町におきましても、利用者の負担軽減を図る観点からも、受領委任払いの導入も検討しなければならないと考えております。

ただ、その導入時期につきましては、受領委任払いを実施するに当たっては、施工業者の選定方法や介護保険料の滞納による給付制限を受けている方など、受領委任払いを利用できない方の確認方法など検討しなければならない事項があることから、それらの事項がまとまり次第、受領委任払いを導入してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） いつごろから実施される予定でございますか。よろしくお願いたします。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、南議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

さきの答弁でもありましたけれども、検討しなければならない事項がありますが、平成28年4月1日から実施できるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 次に、「各学校図書に1名の専任司書の配置を」という内容で質問いたします。

10月末に行われた石川県の美川中学と羽咋中学の議会の視察で、学校に1名の専任の司書がいることで、生徒たちが図書室ですぐに司書に相談できることもあって、生徒たちの読書量は近隣の県の中でも大変多いと担当者が話しておりました。平群では小学校に専任司書をつけたことで、小学生の間に調べもの学習ができるようになったことで、中学生になってから、みずから勉強するという効果が示されていると聞いています。

また、学校に行きにくい不登校ぎみの子ども達も、教室以外のよりどころとして図書室を活用し、司書から担任の先生へ子どもの様子が伝わり、改善につながるケースもあったと聞いています。

今年の3月議会の神崎議員の一般質問に対して、町は、専任の司書を配置したことで図書室全体の環境が大きく向上し、子ども達の読書の機会をふやす取り組みが積極的に行われている、さらなる読書の活性化につながる取り組みを検討したいと答弁されていますので、学校図書館に司書を配置することに対して、町も意義を認めていると思います。

学校図書館活動のより一層の充実のために、各学校図書館に1人専任司書を配置することが土台だと思うのですが、町の考えはいかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、南議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

今回のご質問の内容につきましては、平成27年第1回3月定例会におきまして、ご質問の中にもありました神崎議員より同様のご質問をいただいております。回答が重複するところもございますが、よろしくお願いいたします。

平成26年度より学校図書館に専任の司書として1名を配置したところであり、現在、各小中学校3校を均等に回れるような勤務体系をとっております。

専任の司書を配置してから、約1年半が経過いたしました。ご質問の中にもありましたように、各校の図書室も以前に比べ図書の配列や古い図書の処分を行うなど、図書の整理が格段によくなりました。また、子ども達のニーズに応えた新しい図書や話題性のある図書を図書室の入り口に展示スペースを設け、展示するなど、さまざまな工夫を凝らしながら、図書室全体の環境が大きく向上いたしました。

あわせて、町立図書館司書、学校司書、司書教諭、そして教育委員会事務局で構成いたします学校図書館の運営に関する連絡会を新たに発足させ、情報交換や指導により充実した連携を行っております。

一方、学校支援ボランティアの皆さんには、図書整備等の支援のほか、両小学校では読み聞かせ教室の開催など、学校図書館の運営向上に多大な協力をいただいております。そのようなことから、現在の学校司書の配置でかなりの成果が出ており、現段階では現状の配置で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 各学校図書館に専任司書をとということでの優先順位はとも低いかもしれませんが、予算要望として上げてはいいのではないのでしょうか。いや、上げるべきだと思うのですが、予算要望として上げられたら、検討していただけますね、町長。よろしくお願いいたします。町長じゃなくて、すみません、教育、お願いします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。それでは、南議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃっていただきました予算化につきましては、しっかりと現状を踏まえまして、学校とも協議をした上で検討してまいりたいと思っております。

議長（伊藤勇二） はい、よろしいですか。2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は以上をもって終結します。

1番、神崎静代議員、一問一答方式で行います。

1番(神崎静代)(登壇) それでは、子どもの医療費助成制度の「自動償還払い方式」の見直しを県に求めてほしいということで、質問いたします。

三郷町の子どもの医療費助成制度は、現在、中学校卒業までが対象となっており、子育て世帯の方々からは大変喜ばれております。しかし、奈良県では、現物支給にすると地方単独医療費助成に伴う国保の公費負担減額のペナルティーがあるという理由で、県全体で自動償還払い方式をとっています。あとから返ってくるとは言うものの、一旦窓口で支払わなければなりません。給料前など手持ちのお金がなかったり、少なかったりすると、受診をためらうときがある、窓口払いをなくしてほしいという声をよくお聞きします。福祉医療費貸付金制度もつくられましたけれども、大変手続が煩雑で、非常に利用しにくい制度となっています。お金の心配から受診をしなかったため、症状が重くならないかなど、そのとき、子どもが状況が悪くなったときにどうしようかと考える親御さんの気持ちは大変つらいと思います。

現在、全国の全都道府県で子どもの医療費助成を実施をしていますが、償還払いにより実施をしているのは奈良県と福井県、三重県、鹿児島県、沖縄県の5県で、その他は現物支給となっています。この件に関しては、7月28、29日に行われた全国知事会で、平成28年度国の施策並びに予算に関する提案要望の中の社会福祉及び保健医療等の拡充についてで、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止することを、また、次世代育成支援対策プロジェクトチームからは、次世代を担う人づくりに向けた少子化対策の抜本強化として、国の責任において全ての子どもの医療保険に伴う負担を軽減する支援制度の創設、特に国民健康保険制度に係る子どもの医療費軽減に伴う国庫負担金の減額調整措置の廃止及び子どもの保険料負担の軽減を求めています。さらに、地方創生に関する国への緊急要請を採択し、その中で、全ての子どもの医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額措置の廃止などを行うべきと、ペナルティーの廃止を強く求めています。

このように、知事会を初めいろんな団体、地方から国保の公費負担減額のペナルティー廃止を求める声を踏まえて、厚労省は9月2日、子どもの医療費助成制

度のあり方等に関する検討会を立ち上げ、議論が始まっています。検討会は、月に1回程度開催し、来年夏に報告書をまとめ、関係審議会を経て、制度改正につなげる見通しとしています。

さらに、11月29日、塩崎厚生労働相は、全国知事会の会長を務める山田京都府知事と対談し、減額措置について、春を目途に答えを出したいと述べました。このあとの記者会見で、大臣は、記者に対して、政府として子育て支援を強力に推し進めている一方で、今の制度は、子どもの医療に配慮するとペナルティーがかかるという逆方向のメッセージを発しているとして述べ、見直しを目指す考えを示しています。こういった状況から、三郷町も県に対して、自動償還払いの見直しを求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

福祉医療制度の給付方法につきましては、医療機関の窓口で自己負担分を支払い、後日、申請により助成金の償還を受ける償還払い方式と、医療機関の窓口で自己負担分を支払わなくてよい現物給付方式の二通りがあります。

現在、奈良県内全ての市町村では、償還払い方式ではあるものの、市町村への申請を必要とせず、自動的に助成金が受給者の口座に振り込まれる自動償還払い方式を採用されております。

その方式を採用された背景には、医療機関で受診した場合には、一部負担金を支払わなければならないという、いわゆる窓口払いの原則が国民健康保険法などで規定されており、また、国は現物給付方式にすると、医療機関に受診する患者数がふえる、いわゆる波及増と解釈し、そのふえた医療費については、国庫負担金を減額するということになっていることから、県におきましては、平成17年8月の福祉医療の見直しの際に、現在の自動償還払い方式を採用されたところであります。

しかし、現在、国におきましては、先ほどの議員の質問にもありましたとおり、その国庫負担金の減額措置の廃止を求める地方からの要望を受け、子どもの医療制度のあり方などに関する検討会を設置し、子どもの医療のかかり方や一部負担のあり方、波及増カットのあり方などについて検討が始まり、来年の夏に報告書をまとめ、制度改正につなげる見通しとなっております。

議員のご質問にあります、県に対して自動償還払いの見直しを求めるべきであるということではありますが、現時点におきましては、さきに述べましたとおり、国庫負担金の減額といったデメリットがあることから、要望を行うことはいかかなものかと考えます。

しかし、今後、国の検討会の結果を踏まえ、デメリットが解消される内容であれば、住民の負担を軽減する観点からも制度改正に向け要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） ペナルティーがなくなれば、要望するという事だったと思いますけれども、ペナルティーがなくなれば、当然県のほうとしても現物支給に変えるんじゃないかなと思われます。今、先ほども言いましたけれども、ほとんどの都道府県で現物給付という形をとっておられることと、全国知事会などが求めておるということで、荒井知事も知事会の一員だと私は思っておりますので、その考え、一応そういうことを決められた知事会に入っておられるわけで、やっぱり、ペナルティーをなくす方向を求めていくと思います。そういう考えからいったら、現時点でも荒井知事にそれを求めていいのではないかと思いますし、もし、さっきも言いましたように、検討会では夏と言ってましたけれども、11月29日の塩崎大臣と知事会の会長の山田知事との会談では、春までにというふうに、やっぱり、ちょっと情勢も前向きに変わってきているのかなと思いますので、今から言っておかないと、現物支給、ペナルティーがなくなったからというてからやり出したら、それを開始する時期も遅くなると思いますので、できるだけ早くいい方向になると思いますので、求めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今の時期から県に対して要望すべきであるということでございますけれども、先ほどの答弁で述べましたとおり、現在、現物支給しますと、県並びに町に対して国庫負担分の減額措置が講じられておりますので、やはり、検討会の結果を踏まえ、デメリットがなくなった時点で県に要望してまいりたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 先ほどの件は、機会を捉えて、町長のほう、もしそういう機会がございましたら、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、総合事業の具体的な内容とスケジュールについての質問をさせていただきます。

介護保険制度の改定で、要支援者向けの訪問通所サービスは、保険給付から外し、市町村が実施する総合事業に移されました。保険給付は、介護福祉士やヘルパーなど専門家による全国一律のサービスですが、この市町村が実施する総合事業は、全国一律の基準がなく、市町村の判断でNPO、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した非専門職によるサービスの提供も可能となっています。どのように実施するかは各市町村で決めなければなりません。

三郷町では、2017年度から実施することとなっており、現在、西和7町でできれば統一したいということで協議をしていると伺っています。介護事業者からは、具体的なことがわからなければどう対応するかということも考えられないので、早く知りたいという声が上がっております。開始まで1年とあと3カ月余りとなりましたが、どのように実施しようとしているのか、具体的な内容とスケジュールについてお答えください。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

平成29年4月から実施いたします総合事業の内容についてであります。以前の議会でも回答させていただきましたとおり、現在、介護予防事業として行っております配食サービス事業、認知症予防事業やふれあいサロン事業など、11の事業と生活支援事業として行っております訪問理美容サービス事業、高齢者安心見守りシステムの貸与事業につきましては、現在の実施要綱に規定されている内容のまま総合事業として実施していきたいと考えております。

次に、要支援者の訪問介護と通所介護の具体的な内容につきましては、現在、西和7町でサービスの基準や報酬単価などについて協議しているところであります。

すが、現時点においてまとめられた内容について回答をさせていただきます。

まず、訪問介護につきましては、一つ目は、現行の訪問介護相当として、訪問介護を実施いたします。その対象者は、既にサービスを利用されており、その継続が必要な方や、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスが必要な方が対象で、訪問介護事業者がそのサービスを提供し、報酬額は、要支援の方のサービスは現行1カ月単位となっていることから、今回その単位を1回当たりの単位に換算し2,981円で調整を行っております。

二つ目は、多様なサービスとして、訪問型サービスA・緩和した基準によるサービスを実施いたします。主に生活援助を必要とされる方が対象で、町と委託契約を締結した事業所がそのサービスを提供することができ、報酬額は要介護の生活援助の45分以上の単価である2,297円で調整をいたしております。

三つ目は、同じく多様なサービスとして、訪問型サービスB・住民主体による支援を実施いたします。これは、住民主体の自主活動として行う生活援助などを行うサービスで、シルバー人材センターなどがサービスを提供することができます。このサービスの詳細につきましては、それぞれの町独自で検討するものとされており、本町では本年11月に立ち上げました生活支援・介護予防サービス提供主体協議体において協議をしていただきたいと考えております。

次に、通所介護につきましては、さまざまな利用形態が考えられ、現在も7町で調整中であり、現時点で回答できる内容がございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

今後のスケジュールについてであります。平成29年4月実施に向け、広域7町やさきに述べました協議体で内容を詰めていただき、議会でその内容を報告した後、介護事業所や今後サービスを提供いただける団体などに情報を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 決まっていることもあるようですけれども、なかなか決まっていけないこといっぱいあるようです。それで、既に決まっている内容については、事業所のほうへできるだけ早く知らせたいと思いますし、今、終わりごろにおっしゃった通所介護のこととか、そういったことでまだ決まっていないこと、大体いつごろを目途に決まると考えておられますか。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

さきの答弁で、まず、議会のほうで総合事業につきまして、全体の報告をさせていただきますというふうに考えておりますので、その目途は来年、第3回9月議会で報告をさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

久保安正議員、一問一答方式で行います。

久保議員。

2番（久保安正）（登壇） プロポーザル方式の実施基準の策定をということで質問をいたします。

プロポーザル方式ですけども、これは随意契約の一つです。提案内容を重視して、業者選定を行うことができるその一方で、競争入札と比べると、費用削減の効果が低くなる契約方式であります。

プロポーザル方式について、国は、次のように説明しております。当該業務の内容が技術的に高度なもの、または、専門的技術が要求されるものについて、技術提案書、プロポーザルの提出を求め、技術的に最適なものを特定する手法であり、現在、国の調達においては、公共工事や建築物の設計調査等の建設コンサルタント業務やシステムにかかわるコンサルティング業務などでプロポーザル方式による事業者選定が実施されている。

以上が国のプロポーザル方式についての説明ですけども、コンサルタント業務で主として採用していると述べており、物品の調達業務については、言及されておりません。

三郷町でのプロポーザル方式による契約の実績は、次のようになっております。

平成23年度、2件、プロポーザル方式がとられております。一つは、三郷町予約制乗り合いタクシー運行業務です。それから、もう一つは、三郷町観光パンフレット作成及び印刷業務、この23年度は2件がプロポーザルで行われました。25年です、すいません、25年度です。

26年度ですけども、三郷町同報系防災行政無線デジタル化整備事業、これが

契約額が2億3,639万9,040円ですけども、いわゆる防災無線のデジタル化がプロポーザル方式で行われました。それから、町勢要覧の製作業務、三郷町住民情報システム等調達支援業務、この26年度では、この3件がプロポーザル方式で行われました。

27年度です。今年度です。この途中までですけども、27年度は、三郷町プレミアムつき商品券発行運營業務、それから、住民情報システムクラウドサービス利用契約、学校給食センター調理配送業務、文化ホール電動式移動観覧席入れかえ事業、水道施設中央監視設備更新工事、今までのところ、5件がプロポーザル方式で契約されております。皆さんもご記憶あるでしょうけど、金額的にもかなり大きなものがプロポーザル方式で契約されておるわけです。

今申し上げた中で、この27年度のプロポーザル方式がとられた契約の中で、先般の9月定例議会で文化ホールの電動式移動観覧席の入れかえ事業と、それから水道施設の中央監視設備更新工事、文化ホールの移動観覧席の入れかえは8,748万円、水道施設の中央監視設備ですけども、これは1億5,984万円の契約だったんですけども、この二つの件、2件については、9月議会において、私は、契約方法としてプロポーザル方式の採用が適切であったのかどうかということで議論をさせていただきました。

ところで、このプロポーザル方式による契約は、先ほど申し上げたように、ふえてきているわけですけども、どのような事業、業務でプロポーザル方式を採用するのか、また、その実施の手順を定めたガイドライン的なもの、実施基準が三郷町ではまだ策定されていないかというふうに思います。早急に策定すべきと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 久保議員の1問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

町が発注いたします公共工事などの入札方法につきましては、先ほど来ご質問の中にもありましたように、主に随意契約、指名競争入札、一般競争入札、総合評価落札方式一般競争入札に加えまして、技術的な工夫の余地が大きい案件に対しましては、プロポーザル方式を採用しているところでございます。

重複するかもしれませんが、具体的に申し上げますと、総合評価落札方式一般競争入札とプロポーザル方式の違いでございますが、総合評価落札方式一般競争

入札は、決められた仕様の中で技術提案を求めることにより、成果品の品質向上を期待する場合に採用しており、地方自治法上では一般競争入札の一種として位置づけられておるものでございます。

その一方で、プロポーザル方式でございますが、提出された技術提案に基づきまして仕様を作成するほうがよりすぐれた成果を期待できる場合に採用するという事で、総合評価落札方式一般競争入札と比較しますと、先ほど来ありましたように、技術的に高度なものや専門的な技術が要求される案件を対象とするもので、地方自治法では随意契約の一種として位置づけをされているものでございます。

先ほど来、議員からご指摘ありましたように、本町におきまして近年、プロポーザル方式による入札案件がふえつつありますが、現在のところ、明確な実施基準を策定しておらないがために、どのような案件にこのプロポーザル方式を採用するのかということが曖昧になっている部分もあるかと思います。

このことから、今後につきましては、国や県、また、他の市町村の発注基準などを調査しつつ、本町におきましてもプロポーザル方式に係る発注基準やガイドラインなどを策定し、プロポーザル方式を採用する基準をきっちりと定めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただきましたけども、プロポーザル方式についてのガイドライン、基準を早急に定めていただきたいというふうに思います。

この定める場合ですけど、一つだけご検討をお願いしたいことがあるんですけども、その実施基準が、プロポーザル方式についての実施基準が策定されれば、各課というんですか、起案していく各課はそれぞれ当然それに基づいて手続をするので、実施基準に反してプロポーザル方式を採用するという事などはあり得ないと思うんですけども、念のため、そういうことを防ぐチェック機能を手続を始める早い段階で設けることを検討できないかということで、お願いをいたします。

総務部長（池田朝博）（登壇） 久保議員の再質問でございますが、策定をするということで、その策定した後のプロセスに関して、ちょっと想定申し上げますと、当

然のことながら、契約基準の一つとして基準を設けるわけですので、策定できた段階で、当然各課に向けてその基準は発信をいたします。それをもとに、当然、各課が事業を実施するに当たっての起工という決裁を受けに回る段階になるかと思えます。当然、その基準に満たって、この方法を採用したいということでの契約手法を明記した上で、起工するわけで、その中で契約行為に関しましては、担当課だけではなくて、契約を担当しておりますまちづくり推進課、また、予算が伴いますので、企画財政課と私の指定合議が規定されております。その中で、当然、我々は目を通すわけですから、担当部局以外の、第三者とは言いませんが、そういう機関でもってそういうものに、その基準に対応しているかどうかというようなことのチェック機能は働くものということで現在考えておりますので、担当課の意向だけでそのまま実施するものではないというふうに考えているところでございます。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

2 番、久保安正議員。

2 番（久保安正）（登壇） 奈良県市町村総合事務組合の運営の透明性の確保をということで質問をさせていただきます。

三郷町も構成団体となっている奈良県市町村総合事務組合の主要な業務は三つです。一つは、組合構成市町村職員の退職手当の支給事務です。平成26年度の三郷町の決算によれば、町の負担金は1億7,518万4,928円です。二つ目は、県の市町村会館の管理運営業務です。平成26年度の町の負担金は、郡町村議長会の負担金129万円と郡町村会負担金171万8,000円の中から、県の町村議員会と、ごめんなさい、失礼しました、県の町村議長会と県の町村会を通じて組合に納められております。三つ目は、非常勤職員の公務災害補償業務で、平成26年度決算では町の負担金は35万3,104円となっております。

ところで、最近、新聞で、組合が退職手当基金の有価証券による運用で、平成22年度、2010年度に10億7,900万円、平成23年、2011年度に9億8,700万円、合計で20億6,600万円の売却差損を出していたと報じられました。

2009年度、平成21年度の組合の決算によれば、運用していた有価証券は、仕組み債と呼ばれる円建て外国債券で、銘柄はフィンランド地方金融公社パワ

ー・リバース債券、ノルウエー地方金融公社パワー・リバース債券、NYBキャピタル銀行イールドカーブ連動債券、スコットランドロイヤル銀行クオント型インバースフローターなどです。聞いたことも見たこともないようなものですが、額面で68億円、取扱証券会社はみずほ証券が25億円、三菱UFJメリルリンチ証券が23億円、大和証券20億円の68億円であります。

組合は、退職手当金の支給の不足を賄うために、保有しているこの仕組み債を売却して、その結果、22億6,600万円の売却差損が発生したというものです。仕組み債によるそれまでの運用益を全部充ててもまだ数億円とかなりの額の差損になったと言われております。

ここに、奈良県市町村職員退職手当組合資金管理並びに運用基準という組合の文書があります。この中で、基金の管理並びに運用という項に、次のように書いております。基金の運用対象、金額及び期間は、財政状況を勘案し、事務局長、収入役職務執行者及び運用担当者の3者で協議し、その都度決定する、このように書かれております。

今申し上げた3人のうちの1人の事務局長、いわゆる事務方のトップですが、この事務局長は歴代ずっと県庁OBの天下りポストとなっているとのことです。60億円から70億円にもなる巨額の資金を職員3人でハイリスク、ハイリターンの仕組み債で運用をしていたわけであります。

次に、会館の管理運営業務についてです。

組合の平成25年度決算によれば、会館管理運営部門も16億2,590万8,000円の基金を保有し、うち5億2,000万円を有価証券で運用しております。その有価証券の中にも仕組み債が二つあります。NYBキャピタル銀行イールドカーブ連動債券、額面1億円、もう一つはフィンランド地方金融公社パワー・リバース債券、これも額面1億円、合計2億円です。組合の決算書によれば、二つとも額面割れしていて、時価評価額は、NYBキャピタル銀行債券が7,719万円、フィンランド地方金融公社債券が9,076万円となっています。

会館の管理運営については、契約方法についての問題も報道されました。会館が、今の会館が平成9年に新築されて以降、19年間、設備の管理や清掃などの管理運営、そして、会館の補修が随意契約で19年間、同一業者に発注され、その支払い総額は約6億6,800万円にも上るといえるものです。

県市町村総合組合は、地方自治法に基づく特別地方公共団体一部事務組合であ

ります。地方自治法が認める地方公共団体の随意契約は、三郷町でも同様ですけれども、少額の契約や緊急性を要するものなどに限定されております。この契約方法については、組合は、契約方法についての要綱的なものも定めておりません。最後に、組合は、公的機関であり、数十億円もの資金運用も手がけていながら、情報公開制度もつくられておりません。以上、ゆゆしきことばかりだと思えます。組合のこのような現状について、町はどのように認識し、対処を考えていらっしゃるか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 久保議員の2問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

ご質問の奈良県市町村総合事務組合でございますが、そこは、所管する事務につきましても議員が詳しくご説明をいただきましたので、おおむね3点の事業を行っているということで、そのとおりの業務がなされているわけでございます。

その中で、県市町村会館の建物管理を長期間にわたり同一事業者によりまして業務を発注し、総額約6億6,800万円の支出を行っていたということで、本年10月に新聞報道がございました。また、退職手当の支給事務に当たり、基金の運用手法や情報公開制度の未整備も同時に報道されたところでもございます。

これらの報道に対しまして、組合からは、会館の維持管理に係る業務発注に際しましては、一般競争入札に今後変更するなど見直しをするという、また、組合の情報開示に関しまして、公開に向けて早急に制度の見直しを行うということで、現在その見直し作業に着手しているということで、いずれも新年度、平成28年度からはそれぞれに見直しを行われるということで、現在その準備に着手していると聞いておるところでございます。

また、退職手当基金の運用に関しまして、資金管理並びに運用基準に基づき、基金の運用対象、金額、期間等は、財政状況を勘案し、事務局長、収入役職務執行者、運用担当者で協議、決定するということをや要綱で定められていることから、現在までそのような形で協議をなされ、決定をされてきたところでございますが、しかしながら、長年にわたり退職手当の負担金率を改定せずに運用しておったことから、基金からの繰り入れを要し、有価証券の売却差損が生じたことは、既に詳しくご説明いただきましたが、議員のご指摘のとおりでございます。

ますが、資金運用に際しましては、会社概要、格付、株価、自己資金比率、決算状況、実事務処理上における組合への寄与度、貢献度等を考慮して、その3者でもって協議、検討し、決定したというふうには聞いておるところでございます。

いずれにいたしましても、同組合に加入する全ての職員等が負担した大切な資金である以上、また、そこに公金が入っている以上、基金運用で差損が生ずることのないよう万全を図っていただかなければならないことは言うまでもございませんけども、仮にこういう事態があったからということで、三郷町が同組合を脱会して町独自で退職手当の事務が取り扱えるかということになりますと、なかなかいろいろな種々問題もあろうかということで、現実問題的にはそういう脱会ということは事実上難しいのではないかというふうには考えております。

そういう状況にあることから、今後は同組合の運営に関し、これまで以上に組合に対する関心を寄せつつ、改善に要する事項があれば、即座に町のほうから組合に対して物が言える、申し出を行うなど、適切な運用が今まで以上に図られるよう、改善されるよう注視してまいりたいというふうに現在は考えているところでございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） この組合について新聞報道がなされたということで、私の今の、先ほどの質問も思いはこの新聞報道の中身になっているわけです。

情報公開制度がないということですけども、これだけのことを起こしたわけですから、情報公開制度があろうとなかろうと、全ての情報を出すべきだというふうに私は思います。その前提に立って、具体的な資料を組合に対して、町のほうから要求をしていただきたいと思います。

まず、一つは、仕組み債、いわゆる円建て外債についてのこれの運用の経過について、詳細な資料をひとつ求めたい。いわゆる、いつこれを購入して、それがどういうふうになっていったのかということです。

あわせて、証券会社等々に取扱手数料等々はどれほど払ったのかということも、要するにこの運用についての詳細な資料を組合のほうに対して求めていただきたい。この時点になって、いや資料を出せないなんてことは、組合も多分言わないだろうというふうに思います。

もう1点は、この仕組み債の運用実態についての組合議会、当然これは組合議会があります。それから、組合の管理者もちゃんとおります。これへの報告、承

認はどのようになされていたのか。基金の運用については、先ほど申し上げた3者でやることになっているんですけども、当然管理者であり、議会に報告をしていると思うんですけども、それはどのようになされていたのか。特にこの平成22年度の売却差損10億7,900万円、平成23年度の売却差損9億8,700万円については、いつ、どのように報告されたのか、承認されているのかどうかということ、その資料をお願いいたします。

それから、3点目は、組合としてこの基金運用の責任者である事務局長、収入役職務執行者、運用担当者の3者、それから関係者に対して、何らかの処分を行ったのか行わなかったのか、あるいは、損害賠償についてはどうされたのか、したのかしなかったのかについても、組合のほうに対して資料の提供をお願いしたいと思います。

以上3点が組合に対する資料を出していただきたいということです。

あと、次に三郷町に対してですけども、町に対してですけども、この平成23年11月4日付で、退職手当支給事務運営検討委員会、これは組合の中に設けられた運営検討委員会が奈良県市町村総合事務組合の退職手当にかかわる負担率の引き上げ、24年度から大幅に引き上げられてずっと来ているわけですけども、この引き上げについて、報告書を出しております。23年11月4日付です、報告書。実は、この中で、この退職手当基金の円建て外債による運用で売却損、先ほど申し上げた20億円前後の売却損が発生したということが述べられております。平成24年度の予算審議のときに、率を上げるということで説明がたしか、これの率を上げることについての説明というのか、質問の中であったのか、ちょっと記憶しておりませんが、この論議は、負担率の引き上げについては論議をされました。それは行われたというふうに記憶しておりますけども、その中で、町には既にその報告書が届いて、その中に20億円前後の売却損が出ているということは、既に書かれております、この報告書の中に。そのことについて、町は議会に説明の中で言及したのか。先ほど申し上げた私の記憶では、その言及は、この売却損についての言及はなかったというふうに思っているんですけども、この点は町でお答えをいただきたいというふうに思います。いかがでございましょうか。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 久保議員、2問目の再質問にお答えをしてみたい

と思います。

まず、組合に対する要請なり追求なりということで、まず1点目、外債によります運用での差損を生じたその経緯のわかる説明資料をとということでございます。当然、内容としては、私どもの手元にはございませんので、ご質問というかご請求をいただいた内容をそのままつぶさに同組合のほうに申し伝えまして、提出を求めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の今回の外債の運用に当たっての差損が生じたという事実を一部事務組合の議会もしくは管理者等は承認、報告なされているかというようなご質問であったかというふうに思いますが、総合事務組合の基金でございますけれども、私ども聞いておりますのは、定期預金や信託、貸付信託や金銭信託に加えて、国債や地方債、電力債、公社債などの有価証券の購入などで行われてきていたというふうに聞いております。ご質問の仕組み債と呼ばれるものも、その中の有価証券の運用の一つとしてこれまで開始をしてきたということで、その仕組み債が運用が始まったのは平成12年度からだったというふうには聞いております。

しかしながら、他府県の同じような退職手当組合を組合立でやっておる団体等では、負担金率の見直しが行われておったわけですけれども、奈良県の同組合には多額のその当時の基金、平成13年度末だそうですが、約160億ほどの基金が積み上がっておったというようなことから、加入団体である市町村の財政状況が当時かなり厳しかったことも考慮して、加入の市町村から退職手当支給に係る負担金の変更を、要請もあり、変更しなかったということから、平成14年度からは毎年予算を組むのに基金を取り崩し、また、預けたものは換価をして、その退職手当の支給に充当してきたというようなことを聞いております。

そのような中、平成22年、23年度には、いわゆる仕組み債を処分し、その処分したことによって多額の差損が発生したということが生じたわけですが、その処分に際しましては、売却、換金を実行する前から差損が発生することは十分予測、認識をしておったようで、組合管理者の承認はもちろんのこと、組合議会におきまして、本議会の前に全員協議会というのを開催されるようでございます。その全員協議会におきまして、事務局のほうから今回こういう形で売却をしなければならないということで、売却をすれば、大きな差損が出てしまうということの説明は其中で説明をして、各議員にご了解をいただいたということで、その了解をもとに、その後開催された組合議会で承認をされたということで、当

然予算承認になりますので、その際には、当然仕組み債を売却して差損が出ることを十分承知の上で、それでもその売却をしなければならんというようなことの上に立って予算が承認されたということで、議会の議員の皆様もそれは了解をいただいていたというように理解をしているというように回答をいただいております。

3点目でございますが、運用管理をしております事務局長、収入役職務執行者、また運用担当の職員でございますが、それに関しての何らかの処分であったり、賠償請求というようなご質問であったかと思っておりますが、基金の売却、換金に際しまして多額の差損が生じたことによります関係者の処分ということはなされておらないと聞いております。

また、当時の会計管理者、ごめんなさい、管理者等への損害賠償の請求というようなことのご質問もあったかと思っておりますが、本件に関しては、別途、住民訴訟がなされておったようで、その住民訴訟でも奈良地裁に提訴されておるようなんですけれども、結果として判決は請求却下ということで、住民訴訟ですから、請求期間があるかという関係もありますし、また、全てが全て損失が出ていたというわけではなくて、損失の出していない部分もあったやに思いますので、その関係上、請求却下ということで判決が出ておるというようなことから、特段の処分や損害賠償を請求したというようなことにはなっておらないという状況でございます。

あと、平成23年11月に負担金率の改定を行うに当たってということで、それが資料として提出され、町にも当然渡っておったわけですから、これだけの大きな差損が出たことによって、町から組合もしくは組合議会に対して何らかの申し出を行ったのかというようなことではあったんですけれども、確かに今回の仕組み債、大変わかりづらいものであったかとは思いますが、組合の状況、言い分からしますと、それ以外の基金の運用益というのが多額出ております。確かに仕組み債では大きな差損が出たわけですが、それを包含してもまだ余る運用益というのが当時あったというようなこともありまして、特段、議員からご質問いただいておりますけれども、町から組合議会もしくはその組合に対してどうなっているんだというような言及はいたしておらないというのが現状であります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再々質問を許します。

2 番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただいたんですけども、組合に対してですけども、まず 1 点目のこの仕組み債の運用の経過についての詳細な資料ということは、ぜひ、先ほど申し上げましたけども、証券会社等々に幾ら手数料を払ったのかということも含めて、組合のほうから提出してもらって、議会のほうにも提示をしてもらいたいと思います。

それから、この仕組み債の運用実態について、組合の管理者、それから組合議会に報告がされていたかと、報告承認がとれていたのかということですけども、今、部長が説明いただきましたけども、もう少し詳しく、いつの時点でこうしたということで、文書等でいただければというふうに思います。

それから、関係者についての処分あるいは損害賠償の件ですけど、住民訴訟が行われたということで、これはちょっと勉強不足でした。これもまた調べた上で、また改めて、どういう結果になったのかを含めて、もう少し勉強した上で、またこれについては行いたいというふうに思います。

町に対してのことで、私の説明がまずかったのかもしれませんが、24 年度から退職手当の負担率、三郷町も当然大幅に上がっていったわけですけども、このときに、その負担率を上げるときに、これ 24 年度から上がるわけですけど、その 23 年の 11 月時点で、負担率を上げざるを得ませんよという検討委員会の報告書が三郷町にも届いていると思うんですけども、その中で 20 億前後の売却損が発生しているということは明確に書かれているわけですよ。それを三郷町の町議会にも説明していただいたのかどうかということの質問でございますもので、この点については、説明したのかしないのか、どちらかで結構でございますから、それについてお願いを、もう一度この点については答弁をお願いします。

それと、今、いろいろとこの総合事務組合、出ているわけですけども、いわゆる広域化による一部事務組合というのがいろいろと今までもありましたし、これからもふえていく、例えば最近では消防が広域化されました。それから、今の議会にかけられていますけども、焼却炉の広域化の問題があります。それから、国民健康保険、これもちょっとよくわからないんですけども、保険者がどうなるのかと、私もよく、読んでいても理解できないんですけど、これも広域処理になっていく。こういうことが今までもありますし、ふえていくということがあるわけですけども、これまた、私自身が議員としてこの広域処理、一部事務組合について意見をしっかりと、その中身について意見をしっかりと言う、あるいはチェック

をするというを議員としてもやらなければいけないというふうに思っています。今もこの担当課ではやってくれているんですけども、この広域についての資料が、なかなか書類の保管の問題もあるんでしょうけども、例えば今回のこの総合事務組合についても、総合事務組合で資料を見たいと言うたら、速やかに、今もやってくれているんですけども、できるだけ速やかにその書類というのが見ることができるように、今もやってくれているんですけども、より一層そのことを町のほうでやっていただければというふうに思いますけども、以上です。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 久保議員の2問目、再々質問にお答えをしてみたいと思いますが、資料の請求に関しての確認であったかと思えます。追加資料も含めまして、組合のほうへは提出を求めてみたいというふうに思えます。

それから、再質問で答弁させていただいたんですが、私のとりようも悪かって申しわけございません。今回、確かに平成23年11月に組合から提出をされてきました資料に関して、その内容を翌年の予算のときに、その内容も含めて詳細に説明すべきであったかというふうに思いますが、そこまで突っ込んだ説明は当時はなされてなかったのではなかったかなということで、今は反省をしておるところでございます。

3点目、各一部事務組合の資料ということで、所管がやはり業務によっては多々分かります。消防であれば総務でありますし、また、これから設立されようとしている清掃の関係でありますと、やはり、資源循環であったり、国保であると保険課というように、それぞれの所管課がございます。したがって、これらを全部一組ということで、一部事務組合ということで総括して資料を全部そこで集約するというのは、なかなか現実的には難しいであろうというふうに思いますので、その辺は所管するそれぞれの部署が提出できる、即座にお申し出があれば対応できるように、その辺は事務の徹底を図ってみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後1時15分とします。

休 憩 午後 0時12分

再 開 午後 1時15分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、4番、兼平雄二郎議員。一問一答方式で行います。

兼平議員。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 1問目は、恒例の不登校生の為の適応指導教室の設置についてということです。

私、この問題、三郷町の中でかかわり出したのは、平成16年からです。16年に4次総合計画を考えるときに、私、一般住民で応募して、その中に入れさせていただいて、その中に不登校対策というものがあまして、当時、24名の不登校生がいたわけです。不登校生という定義については説明しなくてもわかっていただいていると思いますが、そのときに、10年後の28年度には半数の12名に減らすと、そういう指標が出たわけです。そのとき、私、非常に気楽な立場ですから、好きに言いまして、何もしなかったら減るわけではないと。特に私の長年の不登校生とかかわっていた教員生活の体験から、何もしなかったらふえる一方で、減るわけではないということを言わせていただいたのを覚えています。

ところが、現状はどうかといいますと、平成24年度、43名です。このときは一番多かったです。ちなみに、ここには書いてませんが、斑鳩町は18名です。斑鳩町は生徒数1.2倍ぐらいです。なぜ斑鳩町を唐突に言ったかといいますと、私、毎年、中学回りをしてましたから、どれぐらい不登校生いますかという実態調査を議員になる前からさせていただいていたので、大体三郷町と一緒にだったんです。斑鳩南中学と斑鳩中学を合わせてね。そういう意味では、あえて平成24年度が突出していますけども、三郷町43名に対して、斑鳩町は18名とか、平群町14名です。平群町も余り変わらない人数でした。なぜそれを言うかという、私、前の学校におるとき、平群町から2人ほど不登校生をとらせていただいたことがあって、そういう縁もあって、14名です。それに対して、25年度、三郷町は、そこにある34名です。ちなみに、平群町10名、斑鳩町23名です。それから、安堵町はもっともっと少ないから省略します。生徒数も大分少ないから。それから、26年度は、そこにある33名ですね。ちょっと減って、1名減ってきているわけですね。43名から言えば、10名減ってきているわけです。ただ、郡内の他の町と比較しても、やっぱり、三郷町が突出しているのが現実です。

不登校生対策については、いろいろもちろんあります。その中の一つとして、

適応指導教室というものがあまして、26年度の奈良県全体の不登校生の数は1,560人ですね。県の統計によると1,560人。そのうち、適応指導教室に行っている生徒は145人。いわゆる1割、約で。ただし、これは適応指導教室があるのは市だけしかないわけですから、大淀町を除いて。だから、それを考えると、やっぱり、例えば郡山のASUに行ったら、大体20名ぐらいと言いましたから、100名のうちの20名、2割程度が適応指導教室で救われていると、そういう数字になるわけです。そういう意味で、ざっと10%から20%の間ぐらいが適応指導教室の対象になっているのが数字的な意味合いです。

それで、不登校対策については、例えば国も、ご承知のように、いっぱい力を入れていきます。党派を超えた議員団でもって、フリースクールに支援しようとか、補助をしようということを、そういう連絡会議で今ずっと話し合っている最中です。

県も力を入れていて、ただし、県は3年、4年ほど前に県の補助金制度をつかって、例えば高田市の適応指導教室は、それほど、変な言い方ですが、立派な制度はなかったんですけども、その補助金制度を活用してかなり充実させました。それから、奈良市の適応指導教室もその補助金制度を適用してかなり充実したんです。

それで、その当時、県の教育長とか教育次長にお会いして、全ての町にそういう補助金を支給して、全ての町に築くようなことはできないのかと言ったら、それは町の主体性に任さなければというような返事でした。そういう中で、残念ながら、今は、先日も大切な話を、県の教育次長にお会いしていたんですけども、今はその2年間ほどだけ補助金出して、今はないということで、まだできてないんだから、おかしいん違いますかということをおっしゃっていただいたんです。

それで、そういう中で、国については、特に奈良県で顕著なのは、郡山市です。10年前に特区として、そういう不登校生のための教室のASUをつかって、前も言いましたが、三郷町の子どももかなり救われた子がいます。そこへ通ったおかげで、例えば私教えに行っていました五條高校へ進学した子とか、そういうのもいました。それは、ASUというところがあったからです。

そういう中で、ちょっと話が戻りますと、私、まだ議員になる前から山野教育長とお話をさせていただいて、私が調査してきた資料をみんなこんなんですと言うて、僭越ですが見ていただいて、その当時から郡単位でできればよいですねと

いうね。それで、そのあとも他町に呼びかけたいと思っていますというお話は聞いていただいて、言っていたいでいたわけです。

そういう中で、どこよりも人数が多い三郷町から呼びかけて、働きかけて、設置の見通しは立っていないんでしょうか。

ちなみに、これは上牧町の例ですけれども、上牧町は、予算は非常に苦しかったけれども、1人の方がずっとボランティアで10年ほどそういう適応指導教室をして、場所提供と、例えば印刷機の使用とかそういうことだけして、その方は、上牧の中学の非常勤の講師をしてはったんですけれども、この4月の選挙で地方議会議員に当選しまして、ほんで、一緒に頑張りましょうねとこの前もちょっと言っていたんですけれどもね。ただ、上牧町の一つ進んでますのは、3年、4年前の県からの補助金を受けて、県から派遣してもらって、上牧第2小学校ですか、そこで北葛の生徒を対象にして、10人がそれぐらいの適応指導教室ができていますというふうに聞いております、上牧町の教育長から聞いております。

そういう中で、国とか県の補助金を活用してでも、できればいいなと思っていたんですが、まだ実現して、法令でと言いましたが、まだ実現しておりません。ただ、私もずっとそういう形で教育委員会には足しげく通わせていただいていたので、25年度ぐらいにひょっとしたらこれ、実現するんじゃないかなというのは、若干感じていたんです。できればいいなと思っていたんですけれども、実現しなかった。そのあたりは、なぜなのかということ。ちなみに、三郷町の教育委員会が出す調査の冊子、実践の冊子ですね、毎年9月に出る。あれには、勘繰りたくはないんですが、25年から、それまでは毎年、適応指導教室の設置を考えるという一文が入っていましたが、25年からだと思えます、そういう適応指導教室という言葉が抜けていたということは、去年、多分、述べさせていただいたと思います。

そういう中で、現状、どのように考えたらいいいのか、私が3年ほど前、できるんじゃないかなと気配を感じたのは甘かったのかどうか、そのあたりも含めてお答えいただけたらと思います。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、兼平議員さんの1問目のご質問にお答えをさせていただきます。若干質問の内容と回答と重複するところがございますが、ご了承いただきたいと思います。

まず初めに、本町におきます不登校児童生徒の推移と現状でございます。

平成24年度の不登校児童生徒数は、小中学校合わせまして43名、うち小学校が8名、中学校が35名でありました。

この現状を踏まえまして、平成25年度から町費による不登校児童生徒対策専任の男性指導主事1名を配置いたしました。そして、あわせまして、三郷町不登校対策連絡会を同年6月に立ち上げ、各委員と協議を重ね、今日まで21回の会議を開催しております。

その結果、平成25年度では、不登校児童生徒数は、各小中学校合わせまして、前年度よりも9名減の34名、内訳といたしまして、小学校で5名、中学校で29名となりました。そして、平成26年度には、町費による不登校児童の専任の女性の指導主事を新たに1名増員いたしまして、2名体制で取り組むことで、不登校児童生徒数は33名、小学校で7名、中学校で26名と減少いたしました。

不登校対策連絡会を立ち上げ、約2年半が経過いたしましたが、各委員のご意見をいただき、学校教員と連携しながら対応を続け、徐々にではありますが、一定の成果が得られ、特に中学校では顕著にあらわれています。

ご質問の適応指導教室の設置についてであります。以前は、生駒郡単位でできればという声もございましたが、現在では各町がそれぞれ不登校の対策に取り組んでいることから、設置の見通しは立っておりません。

また、町独自で設置する件につきましては、不登校対策連絡会の立ち上げの時期と同時期であったことや、各委員のご意見を拝聴した結果、まずは学校での取り組みに重点を置くということで、現状では設置しないというご意見が多かったため、見送ったものでございます。

一方、平成24年度から生駒郡4町で奈良県の不登校対策のモデル指定を受け、専任の助言者のもと、地域の児童生徒や保護者、教育関係者が集い、それぞれの体験や悩みを語る保護者の集い、いわゆる「ブリーズ」を開催いたしました。しかし、このモデル事業は、平成26年度で終了いたしましたことから、本年度より生駒郡4町独自で事業を継続して、現在実施しているところでございます。

このようなことから、先ほども申しましたが、学校と不登校対策連絡会との連携により、本町における不登校児童生徒数は着実に減少しております。

今後は、小学校の不登校児童にもさらなる注視を行うことにより、中学校での不登校を減少させることができることから、小学校との連携や家庭訪問及び保護

者との面談や学習指導等を行うため、専任の指導主事の増員も現在検討をしているところでございます。

また、引き続き臨床心理士によるカウンセリング相談事業を充実させ、子ども達の状況を把握し、きめ細かな対応に重点を置き、取り組みを推進してまいりたいと考えており、現段階では適応指導教室の設置は考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 兼平議員、再質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 随分認識の違う点があるんですけども、そのことについては、それほど触れないでおこうとは思いますが、ただし、1点だけ何度も言っておきます。適応指導教室が例えば奈良県の全市でなぜあるのか、それから、全国的になぜあるのかということを見れば、やっぱり、これは一つの処方箋、医者処方箋として、おなかが痛い子にはおなか痛の薬、風邪の子には風邪の薬と、そういう不登校生徒を束にくくれない、いろいろな要素があるわけですから、それへの一つの処方箋として適応指導教室があるから、こっちがあるから、適応指導教室は要らないという問題ではないということだけ。それゆえ、今、国全体も、それから県の中でも大きな動きで、そういうものをつくらうとしているわけで、だから、うんと言ったら、学校の中で今指導されている、しかし、学校の中にもどうしても入ってこれない子とか、その子らに対しての一つの方法として、適応指導教室があるんだということだけ述べさせていただきたいと思います。

私の認識と、そして、例えば今お答えいただいた認識がなぜこない違うのかなと、実は私も反省しまして、今まで私は、2年に1回ぐらい、夏2カ月ほどかけ、2週間ほどかけて一つ一つの適応指導教室を回って、去年まではこうやったけども、今年はこうやかと、ずっと見ながら、そういう適応指導教室の歩みを見てきたわけです。そういう中で、随分、ちょっとずつ適応指導教室全体が大きな力をつけていっているなというものを感じていたんですけども、よく考えてみれば、私が幾らそういうことを感じたところで、実際そういう教育委員会なり現場なりがそういうことを感じなかったら、やっぱり、意味ないんだなと思いましたのでね。今回、実は、今まででしたら斑鳩中学校へ行ったり、どこの中学校へ行ったり、県教育委員会に行ったりして、私自身で調べていたんです。人数は何ほですかとか、そこの先生と人間関係を結びながら。普通行って、さっと教えてくれないうです。やっぱり、1時間でも話し込んで、人間関係を結ぶ中で、実態を教えて

くれるのが。ただ、今回は、そういう反省もあって、実はこの人数、例えば斑鳩町何人やとか、それで、どこが何人というのは、教育委員会の総務で調べていただきました。そういう中で、また、平群町とか斑鳩町の教育委員会同士の話し合いの場ができるんだなと思います。

そういう中で、私、ぜひお願いしたいのは、教育委員会が独自に奈良県、少なくとも奈良県のいろんな適応指導教室を調査研究してください。そして、ああ、実態はこうなんやな、そしたら、こういう生徒にはこういう適応指導教室は効果があるんやなとか、そういうものを私は感じていただきたいと思いますし、きっと感じると思います。だから、そういう意味では、私が余り、変な言い方ですが、動かないで、むしろ教育委員会がそういうことを、特に少なくなっているとはおっしゃってますけども、本来12名です、今、もともと町が目標にしておった数から言えば。少なくなってきたと言ってますけども、生駒郡の他の町に比べて非常に多いし、奈良県全体の平均値から見ても非常に多いです。そういう実態を捉えた場合、やっぱり、一人でも少なくするために、教育委員会総務の方が。不登校生の親の会というのは、2カ月に1回、王寺でY M C Aがやっているのがありますが、そこには私、今まで教育委員会の指導主事の先生、1回は必ず、今まで4人の先生ですけど、一緒に行っていました。そういう中で、何か感じていただいたと思います。だから、そういう意味では、教育委員会が実際行かれて、何かを感じていただけたらありがたいと思いますので、調査、実際現場に行かれての調査、教育というのは現場に行ってみてわかるものです。机の上で座っておってわかるものではないです。だから、そういう調査をしていただけたらと思うんですが、いかがなものでしょうか。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼いたします。兼平議員の再度の再質問にお答えいたします。

最初の質問の中でおっしゃっていただきました県下の適応指導教室の数につきましては、教育委員会のほうでも把握しております。今後につきましては、現状を把握するように、教育委員会としても努めてまいりたいと思っておるような次第でございます。

議長（伊藤勇二） 兼平議員、再々質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） たった一言だけにしておきます。現状を把握するために

も、ぜひその現場に行って、調査活動をしてください。

それから、もう一度これは、この場で答えていただけることではないんですが、対策協議会ですね。対策協議会というのは、教育の問題というのは、机の上に座っておって、いろいろと意見を出し合うて解決する問題ではなくて、そういう子ども達を目の当たりに見て、どうするかというところから実践が進んでいくものなのでね。だから、対策協議会のほうでもそのあたり、適応指導教室というものがどういう働きを働いているのかということを実際見ていただけたらいいんじゃないかなというのを私の要望として出しておきます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 山野教育長。

教育長（山野一明）（登壇） 再々質問にお答えしたいと思います。

この適応指導教室の問題、あるいは、フリースクールの問題、不登校の問題については、長年、私は兼平議員さんからいろいろとご質問なりご相談もいただきながら進めてきたわけでありましたが、不登校対策連絡会が2年半前に立ち上げていただきました。今、部長が1問目の回答で申しあげましたように、男性と女性が中学校のほうに、週に2回でありますけれども、ローテーションを組み合わせながら、不登校傾向の子ども達に寄り添う形で、本当によくやっています。毎日、その授業の組み方を別室で子ども達、同級生も心配をして一緒に給食を食べに来てくれるとか、家に迎えに行ってもらったりという形で、本当に一生懸命やっています。女子の場合は女性の先生が、男性の場合は男性の先生がそれぞれ担当を持っていただいて、場合によっては家まで迎えに行き、来れる時間に学校と一緒にいこうという形で、別室で授業をやっていただいております。そんなことから、全く学校に行けなかった状態が、学校に足を向けるようになってくれた子ども達というのが何名かあります。本当にその辺のところでは回答の中で徐々にではありますけれども、そういう不登校というのが解消される一つの不登校をなくす、減らすという方向に向いているのではないかなと私は思っているわけでありまして。

生駒郡は、今、人数をおっしゃっていただいたわけでありまして、不登校といえますのは、数字で言えば、ぱっさり言えば30日以上年間、以上の子ども達を向いて不登校と言うわけでありまして。それ以下の子ども達は数字に上がってこないわけでありまして。不登校傾向の子ども達というのは、やはり、他の3町にお

いても、30日に至らないけれども、学校に来ていない子どもというのはおるわけでありませう。私どもの場合は、1年を通して、30日を超える子ども達がこういった形で多い。その中には、いじめの問題もせかり、または、家庭的な事情もせかり、いろんないさまさまな事情があるわけでありませう。そのことについて、適応指導教室を受け皿にして、さあ、来なさいよというような形でしても、果たして子ども達が何人来るんだらうなと。今やっていたいでいる2人の先生たちというのは、本当に親身になっていて、本当にその子ども達、その保護者の皆さんと、保護者とも寄り添いながら、学校に向かえるような形で今現在取り組んでいておられます。私は、これは、他にない、こういう事例ではないかなとじておられます。

やはり、最終は学校現場の、私は、先生たちともお話をするんですけども、学校に戻ってきてほしい、学校で授業をとれる体制をとれるような形でしっかりやっていきたいな、そして、一緒に卒業していてほしいというのが教師の中では願いであります。ですから、切り離したような形で授業を受け、別メニューでやりながら、卒業時だけ一緒にやるというような形ではなくて、できるだけ、やはり、仲間の中に入れるような、そういうような授業環境をつくってあげたいなという思いで、私は、適応指導教室よりも、現場の先生方の意見を聞き、また、検討委員会の皆さん方の意見も聞きながら、2年半前立ち上げましたけども、有効な手段としては、こういう、今、直接学校現場における、学校内における適応指導教室といいませうか、そういうような形で個別に当たっていただいでいる、これである一定の成果が出ていていてということ、目標の12名であります、これは本当に、今、10年たって、いろんない形で家庭事情なり、社会の情勢が変わり、子ども達が来れない要因というのは、複雑多岐になっているのではないかなと私はじておられます。

そんなことで、数を減らすことで全てが解決するのではなくて、やはり、みんな、不登校がなくなればいいわけなんですけども、なかなかそれは、本人の体の問題とか、いろんないそういう事情の中で、そういう状況に陥っているわけでありませうから、個々にそういう形で当たる。今現在、本当に、私ども毎日いただいでおられます、報告書を、翌日には必ず2人の先生方から出していただきますので、誰それ君は、誰々さんはどのような状況で昨日過ごしたのかなということがよくわかっておられます。ですから、私は、別に、私は机におられますけれども、先生た

ちの動きというのは逐一その報告の中で見せていただいておりますので、ある一定私の中にもそれは把握できているのではないかなど。今やっているこの方法については、決して私は間違いではないかなというふうに思っている次第であります。

このことを踏まえながら、議員のご質問にありましたように、他市町村での適応指導教室の部分についても、一定私たちも把握しておりますけども、現状ももう一度確認するような形もとりながら進めてまいりたいなど、このように思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

4番。兼平雄二郎議員。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 二つ目は、子宮頸がんワクチン接種の開始と事後の問題点についてということです。

おとといの6時から関西テレビで、三郷町のいわゆる副作用の生徒の子どもの問題がクローズアップされて、今までテレビでやられたし、新聞も何回も出て、毎日も産経も出て、一番熱心なのは時事通信ですか、そういうのですけども、実は、おととい初めて、実際の名前ではないんですが、お母さんの顔が正面から、ご本人の顔が正面から、そして、家から車に乗っていく姿とか、そういうのが放映されていまして。そういう中で、いろんな苦しみ、あとで少し申し上げますけども、いろんな苦しみというか、まさに青春真っただ中のこの子が何という、非常に心が痛い思いをしました。

そういう中で、まずは、平成22年の10月から町で実施している子宮頸がんワクチンの接種について、開始時からの積極的促進の具体策と年度ごとの接種人数を教えてくださいということと、25年6月、25年の4月にそれまでの任意接種から定期接種になったわけですけども、ところが、わずか2カ月後の6月から積極的勧奨を中止したというのが国から出てきたわけですけども、経緯、及び、22年度からの年度ごとの町がそれにどれだけ経費を負担してきたのかということと、先ほど言いましたことで、最近新聞に出ている被害対象者に対する国、県、町の支援と救済制度はどのようなものなのか、お答えください。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長(大西孝浩)(登壇) それでは、兼平議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。何点かご質問ございますので、順を追って回答させていただきます。

まず、開始時からの積極的促進の具体策についてであります。本町では、平成22年10月から町単独事業として、子宮頸がんワクチンの助成制度を開始し、同年11月からは、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営に基づき、県に造成されましたワクチン接種緊急促進基金を活用して実施をいたしました。その際の周知方法といたしましては、接種対象者が中学1年生から3年生の方であることから、中学校の協力を得ましてパンフレットを配布し、保護者の方への周知を行いました。

次に、年度ごとの接種人数及び町負担額についてであります。

平成22年度は174名の接種で負担額は305万2,256円、平成23年度は171名で967万4,806円、平成24年度は96名で535万3,390円、平成25年度は29名で97万2,279円、平成26年度はゼロとなっております。

次に、積極的勧奨を中止した経緯についてであります。

予防接種につきましては、予防接種法で定められた定期接種と、保護者が接種するかどうかを選択できる任意接種がございます。子宮頸がんワクチンにつきましては、平成22年11月から公費助成で任意接種としてスタートいたしました。しかし、平成25年4月から定期接種となりました。しかし、同年6月、国から副反応報告が多発したことにより、積極的勧奨を中止する旨の通知があったことから、本町におきましても積極的勧奨を中止いたしました。

最後に、本町における健康被害者の実態と被害対象者に対する支援、救済制度についてであります。

本町では、平成23年にワクチンを接種された方1名から子宮頸がんワクチンの副反応であると思われる健康被害の報告がありました。その健康被害の救済制度につきましては、定期接種に関しては予防接種法に基づき厚生労働省が、任意接種に関しては独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が管轄しておりますので、さきの健康被害の報告のあった方は、平成23年に任意接種として接種された方であることから、現在、PMDAに救済の申請中ではありますが、子宮頸がんワクチンによる副反応かどうか現在も調査が行われているところであり

ます。

そこで、本町では、実態に即して適切な医療が受けられるよう支援するため、子宮頸がんワクチン接種後の症状に対する医療費支援実施要綱を制定し、入院、通院にかかった日数に応じて医療手当を支給いたしております。

なお、国、県の救済制度にあつては、さきに述べましたとおり、任意接種の期間にワクチンを接種したことから、国の救済制度には該当せず、また、県には救済制度自体が存在いたしておりません。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 兼平議員、再質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 本町の経過については、余り時間もないので、省略させていただきますと思いますが、まず、国について申しますと、22年、それを推進するように、それがどこまで安全か確認したのかというところでは、今いろんな批判も出ています。例えば、この当時、ヨーロッパでは、この子宮頸がんワクチンは非常に危ないんだという説もあったとか、いろんな説が出ています。それについても、私まだ勉強不足で、それ以上述べることはできない。ただ、そういう出発当時から、その当時は私ももちろん知りませんでしたけども、今、問題点が指摘されているということだけちょっと指摘しておきたいと思います。

ただ、私は、国が非常に朝令暮改でおかしいなと思うのは、いろんなことが言われているのに、25年4月に定期接種を進めたわけですね。定期接種ということは、進めるわけです。国が保障するからこれを進めなさい。ところが、まだそれが1年でも2年でも続いたらつじつまが合うんですけど、わずか2カ月後にぽっとそれを中止して、これ以上進めるなというようなことを言っているわけなんです。

三郷町についても、だから、この当時は29名というのは、多分4月、5月に受けた子だと思います。それ以降は、ちょっと聞き忘れたけど、ないんだと思います。だから、26年もゼロだったと思います、要った費用が。

そういう中で、私は、この問題は、根本的には国が責任を持つべき問題だと思っています。ただ、国も若干柔軟になってきているのは、任意であろうが定期であろうが、県に対して11月16日の段階で、県に対して全ての都道府県で相談窓口をつくるようにという指示が国からおりています。それは、やっぱり、任意であろうが定期であろうが、一定の責任を持とうとしているのかなと、これは甘

いかもしれないですけどね。現実には2,600人の方が副作用、副作用と言うんじゃないで副何とか言うんですね。そういうものにおいて、今も187名の方が苦しんでいるという、そういう調査結果が出ているわけなんです。

そういう中で、三郷町のこの例は、私が知っている範囲では突出しています、非常に。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、テレビ、新聞にも報道されていますが、先日の三郷町の人権セミナーでこの子の弟さんがそのあたりを訴えています。2,000文字を超える言葉で訴えています。

例えば姉は中学1年にワクチンを打ち、その直後体調を崩し、学校を1カ月休みました。そのあともおなかが痛いとか、手足が痛い、しびれる、腰が痛いと言っていました。それはいいです。それから、中学3年になり、受験前になり、いわゆる特色選抜については、その日起きられなくて受けることができなかった。そして、一般選抜については、正常に受かって行くようになったと。しかし、高校に入学した姉は、4月、5月は時々休みながらも行っていたが、6月から全く通えなくなりました。このころ、姉の足の指は何本か真っ黒に出血した跡があった。このころから姉の体が一気に壊れ始めましたと、中学2年の弟さんがこういうことを言っているわけですね。1日中寝込む、熱が出て頭痛、それから歩くときはふらふらして壁にぶつかっている。それから、吐き気、しびれ、腰は激痛のようであって、腰を押さえながらふらふらして歩いている。足を引きずって歩いて、やがてつえを使うようになりましたと。さらに、今までは体ですが、それから次は記憶障害です。それから、すぐ熱が下がりましたが、クラスの友達が来ても、わからない。これは中学の担任の先生もおっしゃってましたけども、担任の先生で学年主任をしておった先生で、ずっと面倒を見ておった先生やけども、ぱっと来て、担任の先生の顔も名前も忘れていた。それから、そのあとけいれんが起こり、ももが強く固まり、激しい痛みで夜中中うめき通している。そういう中でも、どこにも診療してもらえず、苦しんでいた。今、三重県のある医者へ1カ月に1回、3時間片道かけて通っています。ほんで、さらに右目がほとんど見えなくなっていった。光がまぶしくて、頭痛と目の奥の痛みが激しく、サングラスを常にかけるようになった。一時は家の近くでうずくまっていて、近所の人に助けられた。また、10日後、道で倒れた。ほんで、救急車で運ばれた、そういうようなことを書いています。さらに、姉の記憶が一段と悪くなり、とうとう家族のことまで忘れてしまいました。知能としては8歳程度だと言われるようになって

た。包丁を抱き締めながら、ふとんの中で泣きながら寝ていた。悲惨なことがずっと、これ2,000字以上にわたってあるわけなんですけどね。

今まさにこういう状態なんです、この子が、三郷町ね。やっぱり、その子に対して、私が言いたいのは、国が今は調査中やとか、そんなことじゃなくて、まず救済があってしかるべきだと思っているんです。それで、そういうことを町としても。それで、実は、私は直接お会いしていませんけども、この子のお母さんは、三郷町は60万の予算を組んでくれたことに対して感謝しているらしいです。非常にありがたいと言って感謝しているらしいです。そういう気持ちだけども、ただ、この問題は、そういう60万の予算の問題ではなくて、一番青春の真っただ中の高校2年生の女の子が、ほんで、中学校のときの顔も出てました。明るい、太陽のような子です、テレビに映っておった顔は。ところが、今はサングラスして、よろよろして歩いているような姿ですね。さらに、そういう中で、ひどい中傷の言葉を、ほんまにそうなんかと、そういう言葉を浴びせられるのがつらいんやというようなことも言ってました。親御さんもそういうことがあるから、非常に慎重に、でも、やっぱりこの子のために闘わなあかんと思って、一生懸命頑張っているんだと思います。

私は、今回これ質問ですから、これ以上のことは言わないですけども、やっぱり、今後ずっとこの子を支援していくべきだと思っていますし、三郷町の、全国で、ほかにもあるかもしれないですよ、全国に先駆けて三郷町の中でこういう非常に極端な症例が出たんだから、やっぱり、今後のこの国のいろんな救済制度のためにも、我々主体的にかかわっていくべきじゃないかなというふうに、そういうことを訴えたいと思っていますし、それともう1点、ぜひこれはお願いしたいんですけども、この子の場合、今はっきりしています。でも、受けた子の中で、症状がまだこれから出てくる子もあるかもしれない。そして、言えていない子もいるかもしれない。まして、ワクチンには副作用があるんやというようなことを言われているから、しょうがないと思っている人もいてるかもしれない。いろんな人の、町は調査なり啓発なりして、やっぱり、その実態をつかんでいただきたいと思います。

以上です。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、兼平議員の再質問にお答えをさせてい

ただきます。回答の前に、議員の質問の中で、人権セミナーという言葉が出てまいりましたけども、11月に開催しました人権フェスタでの弟さんの作文でございますので、よろしくをお願いします。

今後の町の対応についてというご質問であろうかと思えますけれども、町といたしましては、先ほども答弁させていただきましたが、国、またPMDAが救済措置をするまでの間、医療費の助成をこれまでどおり行っていきたいというふうに考えておりますし、今までもご本人や保護者の方とサポートを引き続き行っていきたいというふうに考えております。

また、それ以外のいわゆる健康被害を受けた方への救済といたしますか、報告のやり方でございますけれども、先ほど議員の質問にありました、先般、10月16日に県の保健予防課内に子宮頸がんワクチンに関する相談窓口が設置されました。その旨を住民の皆様であったり、町内の医療機関に周知することにより、万が一ほかの方で健康被害が出ている方がいらっしゃいましたら、それを通じて確認をしていきたい、町としては啓発を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

4番、兼平雄二郎議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問、「救命講習」についてさせていただきます。

三郷町内のAED、自動体外式除細動器といたしますが、の設置している場所を確認したいと思います。また、公的な施設によくしているわけですが、また、三郷町内の民間のところでも設置している場所もしわかれば、あわせて教えてください。

また、現在までにこのAEDを使用されたような状況は、起こったことがあるのかどうかもお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 先山議員のご質問にお答えをしてみたいと思います。

ご質問の三郷町内でのAED設置場所でございますが、町の施設であります役

場庁舎を初めとして、保育園、幼稚園や小中学校のほか、文化施設やスポーツ施設、もみじ湯など、多くの方々がご利用いただく公共施設、町内18カ所に全てに設置をしております。

また、ご質問の中にもありましたように、町管理以外の民間の施設でということでお問い合わせをいただきましたが、日本救急財団という団体がございまして、そちらでの取りまとめによりますと、私立の幼稚園、保育園を初め、私立の教育施設や医療機関、老人保健介護施設、障害者施設に加えまして、JRですが、駅、鉄道駅や一部の観光宿泊施設など、町内28カ所にもAEDが設置をされているということで、まとめがなされております。

なお、町が設置管理をしておりますAEDの設置場所は、これまでも町ホームページを初めとしまして、皆様方にお配りをしておりますこういうハザードマップ、このハザードマップの中にもAEDの設置場所を提示させていただいているところがございますけども、民間のAEDの設置場所は広く周知はできておりません。このことから、今後、設置者の了解が得られれば、三郷町のホームページであったり、今後、改定を予定しておりますが、ハザードマップの改定をする時期にもそちらに民間の分も含めて、了解が得られれば掲示をし、万が一何かあったときには、ここに置いているよということを皆さんに広く周知をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

なお、AEDの使用状況のこともお問い合わせをいただきましたが、町が設置をしておりますAEDに関しましては、これまで一度も使用した実績はございません。ただ、先ほど来申し上げているように、町管理以外の民間で置いていただいているAEDの使用状況までは把握ができておりませんので、その辺はご了承をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 町内には、公的な施設は全て18カ所、民間も28カ所、合計、町内には46カ所のところにAEDを設置しているということで、今までに使用したことあるかどうかは、民間のほうでわからないということですが、とにかく使用することの、そういう状況が起こらないということが一番いいのですけれども、でも、こういった事態、不測の事態はいつ起こるかもわかりません。とにかく、近場に、随分たくさんの方に設置しておりますので、近場には設

置場所があるということで、また、住民の方は、公的なところはおっしゃったようによく存じていますが、民間のところのほうがむしろ設置場所が多いので、また、民間の、先方の了解を得て、機会があれば周知をお願いしたいと思います。

2年ぐらい前でしたかね、テレビで、小学生の女の子の児童が心不全で倒れて、結局亡くなったということが番組で取り上げておりました、かなり長い時間での番組でしたけれども。そのときに、救命措置を即施していれば、あるいは、近場にAEDがあったならば助かっていたかもしれないというような内容でした。ふだん、何ら心臓の障害がなくても、子ども達でも、例えば泳いでいる最中に、大人でもそうですけれども、心不全、心臓麻痺を起こしたり、そういったことはよくあることであります。

また、中学生になれば、クラブ活動もありますし、運動も激しくなりますし、そういった機会が多くなればなるほど、心臓発作を起こす機会も、やっぱり、ふえてまいります。ニュースにはなりません、全国的にも中学生の生徒たちが心臓発作で亡くなる例はたくさんあるそうです。

その番組で取り上げられた小学生の何とかちゃんでしたけれども、そのときに、小学校で一応救命講習をやってないのが大変問題になっているということは、またその後、後日、去年でしたか、また番組でも取り上げておりました。

救急車が到着するまでに、これは心臓発作だけとは限りませんが、心肺停止になった場合、陥った場合に、救急車が到着するまでには平均8分かかるそうです。また、平均ですので、それ以上かかる場合もあるということですね。その心肺停止になった3分間、あと3分間が非常に命を救えるかという大きな、その処置が大きく作用します。また、後遺症の影響も含めて、この3分間がとても大切だということですね。

万が一のときに、どこでそういった不測の事態が起こるかもわかりませんが、必ずそういった状況に陥ったときには、周りに1人が救命措置をできる人がいるということが重要であります。町の職員、また、学校関係の教職員ですね。また、小学校、中学校の児童生徒たちへの救命講習、また、あるいはAEDの使用も含めてですが、講習はどのような状況になっておりますでしょうか。お聞かせください。

また、救命講習は、120分講習を受けることで、普通救命士の資格がもらえます。上級になれば、もっと時間はかかるんですけども、そういった、とにか

く救命講習ですね。普通、上級じゃなくて、普通でも結構ですが、その状況をお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 先山議員の再質問にお答えをしてみたいと思います。

心肺停止等々に対応できるよう、救命救急の受講状況はということで、A E Dも、A E Dの操作方法も含めた救命講習の実施状況でございますけども、本町では、全職員及び希望する臨時職員を対象に、講習をこれまで平成20年度と平成26年度に、2回実施をしております。

また、それ以外にも、西部保育園におきましては、全職員の研修とは別に、2年に一度、救急救命講習を受講しております。さらに、毎年度新たに新規採用職員を受け入れておるわけですが、市町村総合事務組合が行います初任者研修というのがございまして、その中のカリキュラムの一つとして、救急救命講習を受講するということになっておりますので、現在在籍をしております町職員は、最新の知識と技術は習得をしているものということで、全員が何らかの形で必ず講習は受けております。

救急救命講習ですが、今もおっしゃったように、おおむね3年での再受講を推奨されているというようなことも言われているやに聞いておりますので、今後におきましても、全職員、定期的に講習の受講を促してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 職員の方たちの受講は、ほぼ100%とお聞きしましたが、先ほどの質問で、小学校、中学校の児童生徒、このあとお答えいただきたいと思えます、はどのようになっているかお聞かせください。

それと、一度でも受講している場合と、してない場合は、一度でもしていると、かすかに記憶があれば、いざというときに、あっ、こうやったかな、それで助かった場合もたくさんあるそうです。私は、21年前に上級を取りました。部長おっしゃっていたように、やっぱり、忘れていくんですね。そのあと、何年かごとに私も受講しましたが、今もちょっとおぼろげながらで、細かいところはまたちょっと忘れてますので、また受講をしないといけないなと思っております。おっ

しゃっていたように、やっぱり、3、4年に一回は、また受講したほうがいいことは聞いております。

A E Dは、音声が出ますけれども、全く受講を一度でもしていなければ、いざというときはパニックになるわけですから、受講していなければ、さらに時間も手間取ります。できれば、一人でも多くの方には一度、最低一度は受講していただきたいと思います。

また、自治会の中では、回覧で回して、毎年のように希望者に救命で、A E Dを含めて受講を促しているところがございます。また、できれば、自治会にも何かの折に、そういった集まりのときに、自治会のほうにも呼びかけをしていただきたいと思います。

それから、この3分間の空間を埋めるために、居合わせた人の協力が命を救うということでもありますから、例えば関東の習志野市では、救命講習受講率全国1位を目指し、毎年目標2.5%を掲げているんですが、毎年クリアしております。先進国の中では、日本は特に低いと言われております。三郷町が受講率、習志野市のように全国一位を目指さなくてもいいですけれども、できれば自分の命も助かる、人の命も救えるということで、また機会があれば、ぜひこういった受講をしていただきたいことを促進していく方向へ持って行っていただきたいと思えます。

先ほどの学校関係、お聞かせください。先ほど言いましたように、番組で取り上げられたように、小学生の子ども達にも一応受講が必要ということ言ってきました。小学校、もちろん中学校、どのようになっていますでしょうか。もし、受講があんまりしてなければ、どのようになさるかもあわせてお答えいただきたいと思えます。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 先山議員の再々質問にお答えします。

再質問でお答えすべきところが漏れておったかもしれません。大変申しわけございません。学校での講習の受講状況でございます。町立小中学校の状況でございますが、両小学校、三郷小学校、北小学校ともに、毎年プール開きの前に、特にプールで泳いでいる最中にそういうことがあってはいかんということで、プール開きの前に全ての教職員が講習を受講しているというふうに。

（「生徒」の声あり）

総務部長(池田朝博)(登壇) 生徒は、入っておりません。先生方だけが講習を受講しているということでございます。

あと、中学校でございますが、中学校におきましては、これまで講習の実績はございません。今回、こういう実施状況を問い合わせをしたものですから、それではいかんということで、教育委員会のほうでは、これを機に、早速ということで、3学期になってしまいますけども、3学期をスタートとして、定期的に今後は教職員の救命救急講習を受講していきたいということで、あと、議員おっしゃったように、児童生徒まであわせて受講さすかどうかというのは、また今後検討はさせていただきたいなというふうに思うところでございます。

それと、先ほど来申し伝えていただいておりますように、確かに除細動というのは、いつ起こるかもしれませんし、起これば、やはり、ターニングポイントとなる3分以内というのが一番の起点となるというようなことも聞いております。そういうときに、講習を受けた我々でも、間があきますと、前回受けているにもかかわらず、要領がわかってながらも、次どうしていいのかというのを焦ると、やっぱり、どうしても手が動かないというようなこともあり得ますので、これは1回受けたからどうのということではないということは、我々も十分に認識をしておりますので、受けたからということではなくて、受けていても、定期的に呼び起こすということでの再受講は必要だと感じておりますし、また、一度も受けておられない、例えば自治会の方であったり、住民の方であったりということも、やはり、一人でも多くそういう状況といいますか、知識を得ていただきますと、いざというときには全く知らないのと、全然格差が出てまいりますので、機会を捉えまして、その辺は皆さん方にそういう機会があれば、ぜひとも受講いただいて、そういうことにもたけていただくように努めていきたいというふうに考えるものでございます。

以上でございます。

議長(伊藤勇二) 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後2時40分とします。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時40分

議長(伊藤勇二) 休憩を解き、再開いたします。

次の質問者は、通告順6番、佐野英史議員であります。先般の議会運営委員

会において、佐野英史議員の質問1問目のLGBTへの対応についてと、通告順7番、木谷慎一郎議員の1問目の三郷町における性的少数者の権利保護についてが関連質問とすることに決定しています。

よって、議会運営の申し合わせのとおり、関連質問は最後に繰り下げ質問となることから、佐野議員は、2問目、3問目を先に、最後に1問目の一般質問を行い、終了後、木谷議員は、関連する1問目の質問を行います。木谷議員の関連する質問は2回までとし、質問時間は合わせて原則1時間以内とします。

それでは、6番、佐野英史議員。一問一答方式で行います。

6番(佐野英史)(登壇) では、議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

議長から今、説明がありましたように、2番の安全安心な水道の供給についてから質問をさせていただきます。質問の通告には、重要なライフラインである水道ですが、安全安心な水を提供するため、現在、どのような方法で水質検査をしていますか。濁りや異臭等の何らかの問題が発見された場合は、どのように対処されていますかというふうに通告をさせていただいております。

当然ながら、水道というものは、安全性、そして安定的な供給というものが重要視されておりますので、水道法に基づく検査等で適切に管理、運営されているものと思います。ただ、今回こういう質問をさせていただきましたのは、これは時期的なものかもしれませんが、毎年、夏場になりますと濁りがある、あるいは、カビ臭い、そういうふうな指摘が町のほうにも届けられるようでございます。

当然ながら、毎日、検査をし、そして、安全性が確認されたものから提供されているものとは思われますが、水道には安全、安心、そしてもう一つ、おいしい水道を供給するという町としての政策目標もあると思いますので、今どのような体制で水質検査をし、対応をしているのか、お聞かせください。

議長(伊藤勇二) 酒田水道部長。

水道部長(酒田昌和)(登壇) 失礼します。

それでは、佐野議員の2問目のご質問にお答えをしたいと思います。

三郷町の水道は、とっくり湖を初め、大門ダム、関屋川、井戸などの原水を取水し、信貴ヶ丘浄水場において浄水処理し、水質検査を実施した上で住民の皆さんまでお届けをしております。

三郷町で浄水した水については、水道水質基準に適合していることを遵守するため、水質検査計画を策定し、浄水場の入り口で原水を、浄水場の出口及び配水系統ごとの配水管末端で浄水を定期的に水質検査を実施しております。

まず、毎日検査ということで、色、濁り、残留塩素、pH値の4項目を検査し、あわせて、臭気、味覚をもチェックしているところでございます。

また、毎月検査でございますが、原水、浄水ともに11項目を検査し、さらに、水質基準項目、51項目につきましては詳細な水質基準検査を年4回行っております。このように、原水、浄水両面からの検査を実施することで、安全な水の確保に努めているところでございます。

次に、問題発生した場合についてでございますが、直ちに現場での確認を行い、緊急対応した上で、必要であれば臨時の水質検査を行ってまいります。特に、極めて重大な異常、伝染病であるとか、毒物の投入とか、そういうことが発覚した場合には、直ちに取水停止あるいは配水停止を行ってまいります。

次に、濁りの場合でございますが、これにつきましては、工事などの外的要因によりまして、水道管内の付着物が剥がれることで発生するもので、特に健康に影響を及ぼすものではございませんが、洗管作業を行うことで対処をしております。

次に、異臭の場合でございますが、多くはカビ臭になっております。夏から秋にかけての水源地のアオコの発生が要因であると考えられております。

なお、臭気につきましては、個人差により感じ方が変わってきますので、状況に応じて検査を行い、基準値を上回った場合には、原因となる水源からの取水を停止し、ほかの水源への切りかえ、あるいは、県水との混合のバランスを変えるとかいうことで対処をしております。この場合も健康に影響を及ぼすものではありませんが、洗管作業を行ってまいります。

原因となるダム系の水源につきましては、湖面清掃や水質浄化剤の散布を増量するなど、今後対策を講じることで安定した水質保持に努めてまいりたいと、このように思っております。あわせて、原水の取水量についても、季節を考慮しながら検討をしております。

平成26年3月に安全な水の供給を目標といたしまして、三郷町水道事業基本計画を策定いたしました。その中の一つとして、カビ臭やトリハロメタン、発がん性物質であります。これらを除去するための浄水設備として、活性炭ろ過設

備、これの新設を考えております。安心安全な水を供給できるよう、できるだけ早期の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 佐野議員、再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 今、部長から答弁いただきましたが、我々議員としてさまざまな町の施策というのを耳にしている中で、水道設備の更新、インフラ投資等で、これから多くの財源というものが必要となってきますけども、やはり、その中で、安全安心だけではなくて、やはり、住民の皆様が飲んでおいしいと思うような水が供給されるように、今後も努力して行ってください。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

次の質問に移ります。6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、3番目の買い物弱者対策についてに移らせていただきます。

今から10年前に第4次総合計画が策定をされました。その際にも、三郷町が住みにくい理由として、買い物が不便であるということが、住みにくい理由のトップに挙げられていました。同時に、この買い物が不便の反対の買い物が便利であるというの、住みやすい理由の中に入れておりました。恐らくこれは、年齢あるいは車の運転ができるかできないかというもので、この答えというのは変わってくると思うんですけども、当然ながら、それから10年が経過しております。これからさらに三郷町は少子高齢化が進んでいくわけです。70歳以上の方の中には、既に運転免許証を返上している方も多くいらっしゃいます。そういう中で、今、昨今ではスーパーマーケットの統廃合がふえています。この10年間でも三郷町周辺でもスーパーが閉鎖し、また、その跡地に新たなスーパーが誘致されるというふうなことがふえています。

この問題につきましては、何度も質問がございました。今年の6月議会でも南議員のほうからも質問がございまして、商店を誘致するということにつきましては、やはり、地権者、業者等々の関係がございまして、なかなか一筋縄ではいかないと思います。ただ、今、社会的に問題になっておりますように、買い物弱者、徒歩圏内に買い物をする店舗が消えていく、このことにつきましては、お年寄り

にとってかなり大きなマイナスになります。そういう意味では、これからまちづくりのことを考えますと、高齢者のことを考えた福祉的な視点というものは重要になってくるのではないかなと思います。当然ながら、近隣に買い物が行ける場所がなくなっていくということは、恐らく高齢者にとったら、これは転居をしないといけないのかなとか、あるいは、高齢者だけじゃなくて、若い方であっても、住みにくいというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれません。そういう意味では、中古物件が売れなくなる、あるいは、新しい新築の住宅が売れなくなるというふうなことにもつながっていく可能性があります。そういう意味では、町としてこの買い物弱者対策をどのように考えていくのか、特に福祉的な側面からどのように考えていくのか、その点につきましてご意見を伺いたいと思います。

以上、お願いします。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、佐野議員の3問目のご質問にお答えをさせていただきます。

買い物弱者対策について、福祉施策の観点から回答をさせていただきます。

まず、買い物弱者と言われる高齢者や障害をお持ちの方々へのサービスの現状を報告させていただきます。

高齢者の方に対しましては、介護保険制度において介護認定を受けておられる方には、ヘルパーが利用者の買い物を代行する買い物支援サービスを受けることができます。

また、平成29年4月から実施する総合事業におきましては、介護認定を受けておられない65歳以上の方でも、チェックリストによりサービス提供が必要と認められた方には、ケアプランに基づき買い物支援サービスを受けることができます。

そして、75歳以上で非課税世帯の方には、買い物などに利用いただける福祉タクシー券の配布も行っております。

次に、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳及び療育手帳の交付を受けておられる方には、ヘルパーが同行する移動支援や、ヘルパーが利用者の買い物を代行する家事支援のサービスを受けることができ、障害者手帳3級以上または療育手帳の交付を受けておられる方にも買い物などに利用いただけるよう障害者福祉タクシー券の配布を行っております。

以上のとおり、買い物弱者対策について、福祉施策の観点からは、高齢者や障害をお持ちの方々には、今後も引き続きこれらのサービスを提供していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 佐野議員、再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 三郷町の場合は、今、部長がおっしゃったみたいに、既存に施策が準備されているということですが、今、部長が言った買い物弱者という範囲というのは、恐らくこれから5年、10年という長い、長いか短いかわかりませんが、恐らくこれから5年、10年というスパンでは、もう少しふえていくのではないかと。私が今住んでいる自治会、美松ヶ丘自治会ですけども、駅前まで大体、奥からいけば700メートル、その700メートルの距離であっても、今現在は駅前にヤオヒコというスーパーがあるんですけども、そこに行くために、二度、三度、休憩をしながら行かれる方もいらっしゃると思います。恐らくそういう方も買い物弱者であると言えるのではないかと思います。

ヘルパーを通じてさまざまな施策等を介護保険の中でいろいろやっておりますけれども、外出支援とか買い物というものは、非常に介護予防、認知症予防の観点からも大切な要素ではないかなと。買い物に行くことによって、自分で目の前の商品を選び、そして、料理を考えていく、そこで自分が食べたいと思うものを発想していく、そういうことを通じて、日常の生活機能を維持したり、あるいは、そのために外出をすることによって、多くの方と触れ合うことによって、認知機能を維持していくという要素があるのではないかなと。実際に、確かにカタログ通販とかあるいはネットショッピング等で実際に店舗に行かなくても、今、購入ができるような時代にはなっておりますけども、やはり、今のお年寄りの世代にとっては、みずから足を運んで、自分の目で見て、自分が買いたいと思ったものを買うということが、生活の充実あるいは健康の維持につながっていくのではないかと思います。

そういう意味では、この買い物弱者対策につきましては、経済産業省と農水省のほうも対策を講じています。経済産業省のホームページでは、3点提案があるんですね。その1点は、買い物弱者対策として店舗を誘致すると。2点目は、交通手段を確保すると。3点目は、宅配サービスと、あるいは、住民の参加のボランティア等で対応していくというようなことを三つ提案があるんですけども、

恐らく、先ほども申しましたように、店舗を誘致していくということにつきましては、地権者、業者等々ありますので、なかなか町として積極的にそれを検討していくということは難しい部分があると思うんですけども、交通手段をどのように確保していくのかという部分につきましては、それと、三つ目の宅配サービスと住民参画という部分につきまして検討をしていく、福祉政策の中で検討する余地があるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） 佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど3点おっしゃいまして、交通手段でございますけれども、そのためにも、現在運行いたしております予約制乗り合いタクシーを利用させていただきまして、買い物に行っていたという方法も考えられるのかなというふうに思います。

また、宅配のボランティアにつきましては、さきの介護保険の総合事業の中で緩和的サービスA、もしくはBで生活支援を行うことができますので、その利用で一定その買い物に使っていただくこともできるのかなというふうに思います。

ということから、福祉施策の観点からは、先ほどの答弁と同じでございますけれども、現状の施策やサービスを継続して行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

次に、関連質問に移ります。6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、1問目のLGBTへの対応についてについて質問させていただきます。

先ほど議長から説明がありましたように、木谷議員と重なる部分がございますので、一部木谷議員のほうにお任せをしようと思えます。質問通告にありますように、今年の6月に渋谷区議会で同性パートナーシップ条例が成立をいたしました。その後、今、世田谷区議会、そして、宝塚市でも同様の要綱が設けられています。このLGBTというのは、Lというのはレズビアン、女性で同性愛者のL、Gというのが男性同性愛者のG、Bというのがバイセクシャル、両性愛者のB、Tが性同一性障害を含むトランスジェンダーと言われる方々のTでありまして、LGBTというのは、それらの頭文字をつなげたものでございます。

今、特にこの問題が大きくなったのは、渋谷区がパートナーシップ条例を成立させた6月に、アメリカで同性婚が法的に認められるようになったということも含めて、この問題が大きくなっています。実際に、今現在、世界では同性婚が認められている国というものが23カ国・地域に上っています。渋谷区のようなパートナーシップ条例がある国・地域というのは、30カ国にも上っています。

この同性婚、LGBTを容認していくというものは、原点としましては、世界人権宣言に基づいたものでございます。この6月議会に渋谷区でこの条例が成立したときも、さまざまな反響がございました。国のほうで法改正、法的な対応がしていない中で、地方自治体としてこのような条例を制定するのはいかなものかというふうな意見が多くございました。その一方で、この条例を評価する識者の方も多くて、この条例が成立することによって、何らかのアクションが起こってくるだろうと。

実際にその後の様子を見ますと、生命保険会社が同性パートナーシップ条例に基づいた証明書があれば、保険契約者の受取人になれるとか、あるいは、携帯電話会社が家族割の対象にするとか、いろんな意味で民間のほうも動いてきました。実際にこの条例に基づいたものであっても、彼らの権利というものは、多くは獲得できないわけでありまして、今まであった社会の評価、社会での位置づけの中では、大きな一歩を記録したのではないかなと思います。

そういう意味では、この動きを見まして、人権を重視する三郷町としては、どのような取り組みを今後検討しているのか、考えているのかお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 佐野議員の関連質問に係るお答えをしてみたいと思います。

ご質問のLGBT、先ほど来説明がございましたが、それぞれの頭文字をとってLGBTということで、余り聞きなれない、初めて聞く方もおいでになるんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっと調べましたところ、約9年前から国際連合を初めとする国際機関において、性的指向や性自認にまつわる人権問題を扱う文書等で用いられるようになったというふうなことが始まりのように聞いております。しかしながら、まだまだ多くの方々に広く認識をされているとはいえないのではないかなということが、今の現状ではないかと思われまして。

しかしながら、用語の認識度としては低いものの、以前から同性愛者を蔑視し、

差別する実態があることから、人権問題の一つとして捉え、世界中でその解消に向けた動きがさまざまに展開をされているところでもあったように聞いております。

また、我が国でも、諸外国に比べて大々的ではないものの、解消に向けた運動も行われておりまして、例えば本日から始まっております人権週間、この中でも性的指向や性同一性障害による偏見や差別をなくすことを強調事項の一つとして掲げ、その解消に向けた取り組みも行うこととしているところでございます。

そのような中、ご質問の中にもありましたように、東京都渋谷区が全国で初めて同性パートナーシップ条例、正式名称なんですけど、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例という名称だそうですが、この条例を制定し、本条例に基づき、本年の11月から同性同士のカップルに対し、パートナーシップ証明書の交付を開始したことが報道等で大きく取り上げられたのは、皆さんご存知のとおりだと思います。

本証明書の発行に当たっては、20歳以上で渋谷区内に住民登録をされているという要件のほかにも、原則として任意後見契約に係る公正証書、合意契約に係る公正証書を作成、登録していることも求められるということがあるようでございます。

また、東京都渋谷区だけではなくて、先ほども議員の中からもおっしゃってましたように、兵庫県の宝塚市におきまして、市内に住む同性カップルを公的にパートナーとして認定する制度を来年6月から開始するという報道が先般あったやに思われますが、法的に同性婚が認められない我が国では、本証明書は戸籍にかかわるものではないものの、住宅の契約や通院、入院時にご夫婦と同様の関係性が実生活に認められるあかしとして効力が期待されており、先ほど来おっしゃっていたように、民間の事業所の中でもその容認はされ始めているということは認識をしております。

そのような状況の中におきまして、本町での取り組みはというようなことでご質問をいただいたわけですが、人権問題としての位置づけとその解決に向けて、ほかの人権課題と同様に取り組みは行っておるところでございます。また、職員を対象にした研修会もございまして、戸籍や住民記録を取り扱う部署や人権施策担当部署の職員がそれぞれにそういう研修に参加をし、研さんを深めているということで、今後も三郷町の中では人権課題の一つとして捉え、その解消に向けて、

間違った認識がなされないようにその解決に向けた取り組みを進めていきたい、
このように考えておるところでございます。

議長（伊藤勇二） 佐野議員、再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） この問題は、先ほど部長からおっしゃったように、あんまりなじみがない問題ではありますが、人権問題としてはかなり深刻な要素というものも含まれております。なぜならば、家族にさえも理解をしてもらえないという部分もある問題でございます。実際に文部科学省等、あるいは、民間団体等がアンケート調査をすると、約6割の方が「自殺を凶った」、「自殺をしようと思った」というふうに結果が出ています。

そういうことから考えますと、先ほど渋谷区、そして世田谷区、宝塚市、この三つの自治体のことを例に出しましたけれども、この三つの自治体は、この条例あるいは要綱を制定する1年以上前から、実際に提案があり、あるいは、積極的に審議をした結果、このような運びになったわけですが、三郷町でも、やはり、これを契機に、このLGBTに関して、彼らの権利を確保していくべく検討を重ねていく必要があるのではないかなというふうに思います。特に三郷町の場合は、既に三郷町には、三郷町における部落差別の撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例というものがございます。この2条には、町の責務というものが書かれております。これは、私が言うまでもありませんが、町としても積極的に人権問題としてその問題の解消に向けて取り組んでいくべく、条例、要綱、どのような形になるかわかりませんが、それをどのようにして、啓発だけではなくて、どのような取り組みの中でLGBTの方々の権利、地位を確保していくのかという検討も必要ではないかなと思いますので、来年、町制50周年ということで、それに向けて、三郷町としても検討をしていくべきではないでしょうか。お願いします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 佐野議員の再質問にお答えをしてみたいと思いますが、確かに議員ご指摘のとおり、なかなか表面化しにくい心の奥深いところで悩まれるケースが多いであろう、難しい、デリケートな問題であろうと思います。そんな中において、勇気を振り絞って、渋谷区の場合は、そういうことを行政に求められて、そういう訴えをもとに、いろんな審議を経られて、今回要綱、条項を制定されたというような動きがあったやに私どもは聞いております。

そんな中、私ども三郷町にもなかなか表面化はしづらいものの、例えば行政の窓口、戸籍住民の窓口であんまり公にはお尋ねしにくかったのかもかもしれませんが、そういうことをもし悩まれている、何かこういう場合どうしたらいいのというようなご相談があったのかな、もしくは、私どもが開設をしております住民相談、法律相談がございます。そこにも、やはり、プライバシーは守られますから、なかなか外へご相談しにくい事項であるということ踏まえて、でも、悩んでいるということから、ご相談があるのかなということで、その辺の状況もこの質問が出た際に、改めて確認をしたところでございますけども、特段これまでそのようなご相談なり悩んでいるというようなことのお申し出をいただいたという実証がございません。

そんな中において、全国各自治体の中でも、先進的に渋谷区、世田谷区、宝塚が推し進められた、それも1年前から準備をして推し進められたということではございますけども、なかなかそういうところを除いたほかの自治体に先駆けて、三郷町がそこまで踏み込んだ施策が今の段階でできるのかどうか、それよりも何よりも、まずは、やはり、従前からの取り組みの一つであります、そういう方たちにも蔑視されないというか、一つの権利として皆様方の公平な正しい認識のもとでの啓発に努めるのが三郷町の今の段階での努めだろうというふうに考えております。

したがって、来年50周年という一つの大きな行政としての節目を迎える時期ではございますが、今の段階で、私から申し上げられるのは、今の段階からそれに向けた準備に取りかかっているというふうなことは申し上げるところまでいかないということで、ご理解はいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 3問目の質問は終了しました。

続きまして、関連質問として7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） では、議長のお許しをいただきまして、私の質問に入らせていただきます。私は、三郷町における、性的少数者の権利保護のための取組についてということで、ご質問させていただきます。

進めていますとおり、佐野議員の質問と重複するところがあるかと思いますが、ご容赦いただけたらと思っております。

LGBTとは、今まで何度も解説が出ましたところですけども、佐野議員のご

質問でもありましたとおり、昨今、新しい動き、議論として注目を浴びているところでもあります。さらには、こういう多様性を認めるというところから、この考え方を敷衍しまして、そもそも性別は男女という二つの性だけにとどまらず、人それぞれに独自の性があるという考え方も提唱されているところでもあります。

そんな中、広告代理店である株式会社電通において組織された電通ダイバーシティ・ラボというところが、今年4月に全国7万人を対象としまして、LGBT調査2015を実施しました。その結果、LGBTに該当する人の割合は7.5%に上ると判明しました。きき腕が左ききである、いわゆる左ききの方であるとか、血液型がAB型の方が全人口の10%ほどということ言われていることから、それに近いほどの人数がLGBTに該当するということとなります。

この調査から考えれば、三郷町の人口は、平成27年11月1日現在、2万3,253人、うち計算上は1,745人がLGBTに該当する方であることとなります。

ところが、現在は、男女がともに愛し合うという異性愛が基本となった価値観及び従来よりの固定的な性役割の観念が主流となっており、それに基づいて社会制度が形成されてきました。それにより、性的少数者の方々は、さまざまな面で生きづらさを感じておられます。

この日本は、伝統的に比較的同性愛に対しては寛容であったとされてはいるんですけれども、それでも同性愛に対する差別意識は根強く、先日、某市の市議会議員が同性愛者を生物の根底を変える異常動物と表現し、批判を浴びたことは報道のとおりです。

このような社会の偏見による有形、無形の圧力が存在し、これが増大すれば、欧米で発生しているような同性愛者へのヘイトクライム、そういうことを理由とした犯罪ということで、側面としてあらわれる可能性さえあるかと思えます。

このような中、三郷町として、LGBTの方々を取り巻く、とりわけ行政手続上及び教育現場における状況をどのように認識されているのか、そして、このような方々が誰しもが可能な限り自分らしく生きていくことのできる社会の実現のために、どのような取り組みが考えられるのか、その見解をお聞きします。

先ほど佐野議員さんが同性パートナーシップの件について言及されましたので、今回、教育現場の件についてお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。木谷議員さんの1問目のご質問でございます。

先ほど佐野議員さんとの関連がありまして、今回は、教育現場のということでお答えをしてみたいと思います。

現在、教育の現場では、教職員は、大きく人権問題を、いろいろな問題に対して学習をし、研修をしております。そういった中で、性同一性障害の問題であったりというようなことも検討し、研修を行っておりますけれども、このLGBTに関しましては、今のところとりたててこの問題に関しては学習はしておらない状況でございますが、大きく性同一性障害という意味でというようなことは、いろいろなことは教育を行っておるような次第でございます。

そして、生徒や保護者に関しましては、今のところ、こういった内容まではしておらないような状況でございます。

今後の取り組みといたしましては、やはり、これらの問題は、先ほども総務部長の回答からありましたように、性的指向や性同一性障害による偏見や差別は、明らかな人権侵害でありますことから、その解決に向けた取り組みや啓発は展開してまいる必要があると思っておりますので、今後、学校現場におきましてもそういった啓蒙教育を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 木谷議員、最後の質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 学校教育現場での状況についてご答弁いただきまして、ありがとうございます。今のところ、そのような状況ということで、該当者として特段取り組みが必要な生徒の方というのはいらっしゃらないというふうに受け取りましたけども、ただ、今まで仮にそういう相談等がなかったからといって、そういう方が全くいらっしゃらないとはぜひ思わないでいただきたいというふうなことを強調しておきたいと思えます。

例えばですけども、LGBTのダイバーシティの推進をされているNPO法人虹色ダイバーシティというところの代表の村木真紀さんという方がおっしゃっていたんですけども、ある企業の人事担当者が、LGBTの研修をしたと社内報に書いたりすると、その担当者にカミングアウト、そういうLGBTの該当者であると告白する方があらわれたそうです。別の会員企業でも、人事の方がLGBT

の講演で聞いた内容を社内のメールマガジンで発信したところ、複数の人がその人事の担当者にカミングアウトをしてきましたというふうにおっしゃっていたということです。この事例からもうかがえるように、L G B Tに対する理解、寛容、受け入れるところがあるということのメッセージを発信することで、初めて告白し、相談を行うことができるという状況でございますので、世の中の鶏が先か卵が先かというような話があるかと思えますけれども、この件に関しては、先に配慮を示すことが先であるということは明らかなお話であるかと思えます。

特に学校教育現場におきまして、保健や家庭科というところに限らず、国語や英語、社会科の授業などでもL G B Tに関する題材を取り扱えるかと思えます。固定的なところではなくて、いろんな人がいていいんだというメッセージを常に発信していただきまして、いざとなったら相談できる大人がいるという発信を子どもにはぜひしていただきたいと。

先日、三郷中学校の建てかえ事業に関しまして、視察研修がありましたけれども、その研修の際、行きました羽咋中学校にも性的な多様性の認識を啓発するポスターが張ってありました。ぜひこれも一つの参考といたしまして、あらゆる機会を捉えてメッセージを発信していただけたらと思います。

そのような取り組みで徐々に自身が性的少数者であるという認識、表明、いわゆるカミングアウトができる人がふえてくる、そして、それがふえることで、そのような方々が身近な存在であると感じられることによって、差別や偏見は減っていくよいサイクルが回っていくのではないかと思います。

最後に一つお聞きしたいことがございます。三郷町、先ほど同性パートナーシップの関係で住宅の契約についてという、進んできているというお話がありましたけれども、事三郷町の公営住宅についてお聞きいたします。三郷町の公営住宅管理条例第5条には、三郷町公営住宅に入居することができる者としては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）というふうに、含む者がいる者だけが入居ができるというふうに書かれております。この内容について、そういう同性パートナーのペアが含まれるのかというところをお聞きしたいと思えます。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 失礼します。木谷議員のご質問にお答えしてまいります。

性的少数者、LGBTの方々から町営住宅の入居に際しまして相談や質問は、現在までのところ受けておりません。これらの方々とは町営住宅の入居要件との関連についてのお問い合わせかなと受け取りました。町営住宅の入居につきましては、公営住宅等入居資格基準要綱で入居資格を定めて運用しておりますが、LGBTの方々に対しての具体的な記載は、今のところございません。

先ほど総務部長の答弁にもありましたように、町として渋谷区に代表されるような取り組みまで至っていない現在、改めて要綱の改正を行う予定はございませんが、同様の施設を有している県または市町村の取り組み内容についても注視してまいりたい、このように思っております。

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の質問は終了しました。

6番、佐野英史議員の質問と7番、木谷慎一郎議員の関連質問は、以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） 改めまして、私からもう1問お聞きしたいと思います。

三郷町立図書館の利用促進についてということでご質問させていただきます。

言うまでもなく、図書館は、その蔵書を市民に提供し、知識を一部の者の独占とすることなく、全ての人に開放することで、多くの市民の知的生活を豊かにしてくれています。その役割を一層進めるため、蔵書に対するアクセスを可能な限り容易なものとするべく、三郷町図書館でもさまざまな理由で開館時間内に図書館に行けない人に対して、図書館の本を自宅に届けてもらえる宅配サービスを導入してはいかがでしょうか。

とりわけ、高齢や疾病、身体の障害などで外出が困難な方に対しては、先ほどの買い物弱者に対するお話もありましたけども、福祉的な観点から無償の宅配制度の必要性が特に高いものと考えられるため、この点提案し、これに対する町の見解をお聞きします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。

それでは、木谷議員さんの2問目のご質問にお答えをいたします。

本町図書館は、公立図書館として全ての町民の知る権利、学ぶ権利を保障するために、町民への資料提供を行っております。また、図書館が生涯学習の拠点として小さい子どもから高齢者の方、そして、ハンディキャップを持った方に対し

て平等にサービスの提供が行えるようさまざまなサービスを実施しております。特に、ハンディキャップを持った方、例えば視覚に障害のある方や対面読書を必要とされる利用者には、読書サービスを実施しているほか、点字による資料や通常の本の文字よりも大きい文字の本を並べたコーナー、そして、本や雑誌などの音訳資料などを備えております。

今回の質問にありますさまざまな理由で来館できない方に対しては、平成10年の開館当初より、希望者に対し、有料ではありますが、郵送サービスを行っております。

また、三郷町在住で身体障害者手帳1～3級、そして精神障害者保健福祉手帳の1・2級、療育手帳保持者及び要介護認定者で本人や家族が来館できない方に対しては、申請の上、登録をしていただき、無償で郵送サービスを実施しております。登録者数につきましては、過去には3名程度の登録がございましたが、ここ数年は登録をしておられる方はおられません。

今回の議員からの質問を受けまして、郵送サービスが町民の方々に十分に周知ができていない状況であることを大変反省しているところでございます。今後は、町広報紙及び図書館のホームページ並びにフェイスブック等を活用いたしまして、広く啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、これからも先進地の事例を参考に、よりよいサービスが行えるよう調査、研究を行い、サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） はい、木谷議員、再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えをいただきまして、ありがとうございます。何と申しますか、質問をしたことが既の実現されているという、すごく失態をした気分でございます。

図書館の運営をされましては、この郵送、宅配サービスを含めて、さまざまな努力をされて、広く知識を提供しようとしてされていることがわかりました。とてもよいことだと思います。

先日も、今日の朝、ニュースで、埼玉にある図書館でぬいぐるみのお泊まり会というようなイベントをしているという、ユニークな試みだということで、テレビ報道があったんですけれども、それは去年、三郷町が既に取り組んでいることだなどと思いながら、本当に三郷町の図書館の方々のご努力がわかる一面でござい

ました。

さて、とは言いつつも、今回、質問させていただいたところもなんですけれども、そのような制度が、一般の住民目線であることがわかるかということ、そうではなかったのではないかなというふうに考えております。周知されていない、一般の人がわからないということは、町民にとっては制度が存在しないのと同じです。ぜひとも改めまして周知を図っていただければと思います。

つけ加えますと、返却の際の便宜を、例えば返却箱を町内の主要施設に置かれるとか、そのようなあたりもぜひご検討をいただけたらと思います。

以上です。

議長（伊藤勇二） はい、窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。

今、再質問をいただきました。まず、いろんなサービスの啓発とか周知につきましては、今まで以上にいろいろと方法を講じまして、住民の皆様理解をしていただけますように、また今後も努力をしてまいりたいと思います。

そして、図書の返却でございますけれども、今、図書館のほうで、1カ所でございますけれども、試みとしまして、一つ、小学校でございますけれども、三郷北小学校では図書館の本を500冊ぐらい学校のほうに持っていきまして、そこで学校司書さんの協力のもと、学校内での本を貸し出しをして、そしてまた返却をしてもらうというようなことで、いわば分館といいますか、移動図書館といいますか、そういったこともやっておりますので、また、その部分におきましても、学校を通していろいろ啓発をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 3時35分